

平成 30 年

# 三重県議会定例会会議録

( 6 月 13 日 )  
( 第 14 号 )

第14号  
6月13日



平成30年

# 三重県議会定例会会議録

## 第14号

○平成30年6月13日（水曜日）

---

### 議事日程（第14号）

平成30年6月13日（水）午前10時開議

- 第1 県政に対する質問  
〔一般質問〕

---

### 会議に付した事件

- 日程第1 県政に対する質問

---

### 会議に出欠席の議員氏名

出席議員 48名

1	番	芳野	正英
2	番	中瀬古	初美
3	番	廣	耕太郎
4	番	山本	里香
5	番	岡野	恵美
6	番	倉本	崇弘
7	番	稲森	稔尚
8	番	野村	保夫
9	番	下野	幸助
10	番	田中	智也
11	番	藤根	正典

12	番	小島	智子
13	番	濱井	初男
14	番	木津	直樹
15	番	田中	祐治
16	番	野口	正生
17	番	石田	成生
18	番	彦坂	公孝
19	番	大久保	孝榮
20	番	東	豐
21	番	山内	道明
22	番	吉川	新
23	番	津村	衛
24	番	杉本	熊野
25	番	藤田	宜三
26	番	後藤	健一
27	番	小林	正人
28	番	服部	富男
29	番	津田	健児
30	番	中嶋	年規
31	番	村林	聡
32	番	長田	隆尚
33	番	奥野	英介
34	番	今日井	智広
35	番	日沖	正信
36	番	前田	剛志
37	番	舟橋	裕幸
38	番	三谷	哲央
39	番	中村	進一

40	番	青 木	謙 順
41	番	中 森	博 文
43	番	前 野	和 美
44	番	水 谷	隆
45	番	山 本	勝
46	番	山 本	教 和
47	番	西 場	信 行
48	番	中 川	正 美
49	番	舘	直 人
(42	番	欠	番)

---

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	湯 浅	真 子
書 記 (事務局次長)	岩 崎	浩 也
書 記 (議事課長)	佐 藤	史 紀
書 記 (企画法務課長)	稲 垣	雅 美
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	中 村	晃 康
書 記 (議事課班長)	中 西	健 司
書 記 (議事課主幹)	松 本	昇

---

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木	英 敬
副 知 事	渡 邊	信一郎
副 知 事	稲 垣	清 文
危機管理統括監	服 部	浩
防災対策部長	福 永	和 伸
戦略企画部長	西 城	昭 二
総 務 部 長	嶋 田	宜 浩

医療保健部長	福井 敏人
子ども・福祉部長	田中 功
環境生活部長	井戸畑 真之
地域連携部長	鈴木 伸幸
農林水産部長	岡村 昌和
雇用経済部長	村上 亘
県土整備部長	渡辺 克己
環境生活部廃棄物対策局長	中川 和也
地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長	村木 輝行
地域連携部南部地域活性化局長	伊藤 久美子
雇用経済部観光局長	河口 瑞子
企業庁長	山神 秀次
病院事業庁長	長谷川 耕一
会計管理者兼出納局長	荒木 敏之
教 育 長	廣田 恵子
公安委員会委員長	川端 郁子
警察本部長	難波 健太
代表監査委員	山口 和夫
監査委員事務局長	水島 徹
人事委員会委員長	竹川 博子
人事委員会事務局長	山口 武美
選挙管理委員会委員	中西 正洋

---

午前10時0分開議

開 議

○議長（前田剛志） ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

○議長（前田剛志） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

議提議案第6号が提出されましたので、さきに配付いたしました。

以上で報告を終わります。

---

提 出 議 案 件 名

議提議案第6号 障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県  
づくり条例案

---

議提議案第6号

障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例案  
右提出する。

平成30年6月11日

提出者 障がい者差別解消条例策定調査特別委員長 杉 本 熊 野

障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例

目次

前文

第一章 総則（第一条—第九条）

第二章 障がいと理由とする差別を解消するための措置（第十条—第十五条）

第三章 障がいと理由とする差別を解消するための体制の整備

第一節 相談体制（第十六条・第十七条）

第二節 紛争の解決を図るための体制（第十八条—第二十四条）

第四章 障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策（第二十五条—第三十一条）

第五章 共生社会の実現に向けた施策の推進（第三十二条・第三十三条）

第六章 雑則（第三十四条・第三十五条）

附則

平成十八年十二月、障がい者の人権と基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする障害者の権利に関する条約が採択され、我が国は、平成二十六年一月に同条約を締結した。

障害者の権利に関する条約は、「障がい者、機能障がい者等を有する者とこれらの者に対する態度及び環境による障壁との間の相互作用であって、これらの者が他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げるものによって生ずる」という社会モデルの考え方を基本としている。また、同条約は、合理的配慮の否定を含めたあらゆる形態の差別を障がいに基づく差別とし、この差別を撤廃するための措置をとることを定めるとともに、合理的配慮とは、障がい者の人権と基本的自由の享有を確保するための「必要かつ適当な変更及び調整」であり、恩恵的に施されるものではないことを明らかにした。

これらの画期的な考え方をはじめとする障害者の権利に関する条約の理念を実現するため、政府は、関係する法律の整備などを行っており、三重県においても、これらを踏まえ、障がい者の権利を守るための取組を進めているところである。

しかしながら、今なお、障がい者に対する理解や、障がい者との対話を通じて社会的障壁を認識し、除去することの重要性に対する理解が十分に深まっておらず、障がい者はもとより、その家族も様々な偏見や差別に直面し、苦悩している。また、障がい者とその家族は、障がい者が自らの選択に基づき、地域において自立し、社会参加することについて不安を抱えている現状がある。

このような状況を踏まえ、県民が互いに支え合い、社会全体で常に障がい者



との積極的な対話を通じて社会的障壁の除去に取り組み、障がい者を理由とする差別や障がい者の自立と社会参加を妨げている諸要因の解消を図らなければならない。我々は、このような取組を進めることによって、障がい者がその個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野に参加し、活躍できることが、県民一人ひとりの幸福の実現につながるものと確信している。

障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくりは、県民一人ひとりの理想であり、果たすべき使命である。

ここに、我々は、このような三重県づくりに向けた「未来への新たな一歩」を踏み出し、共生社会を実現することを決意し、この条例を制定する。

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この条例は、全ての県民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（以下「共生社会」という。）を実現するため、障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する施策並びに障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策（以下「共生社会の実現に向けた施策」という。）に関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、共生社会の実現に向けた施策の基本となる事項を定めること等により、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）その他の関係法令（三重県ユニバーサルデザインのみちづくり推進条例（平成十一年三重県条例第二号）その他の障がい者に関する施策に係る条例を含む。第四条第二項及び第九条において同じ。）と相まって、共生社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

### (定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障がい者 身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む。）、難病に起因する障がいその他の心身の機能の障

障がい（以下「障がい」と総称する。）がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的又は断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

二 社会的障壁 障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

三 合理的な配慮 全ての障がい者が障がい者でない者と等しく基本的人権を享有することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものをいう。

四 行政機関等 地方公共団体（県、県の区域内の市町及び県の区域内の特別地方公共団体をいい、地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。次号において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。

五 地方独立行政法人 地方公共団体が設立した地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人（同法第二十一条第三号に掲げる業務を行うものを除く。）をいう。

六 事業者 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第二条第七号に規定する事業者をいう。

（基本理念）

第三条 共生社会の実現は、全ての障がい者が、障がい者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、障害者基本法第三条各号に掲げる事項を旨として図られなければならない。

2 社会的障壁の除去の実施についての合理的な配慮は、これが障がいを理由として障がい者でない者と不当な差別的取扱いをすることを回避し、障がい者の基本的人権の享有を確保するために行われるものであるとの考え方にとり、行われなければならない。

3 県は、共生社会の実現に向けた施策を講ずるに当たっては、障がい者その

他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない。

第四条 障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

一 社会のあらゆる分野における全ての構成員が社会的障壁の除去を実施することにより、障がい者を理由とする差別の解消を推進する責務を有することの認識を踏まえて策定され、及び実施されること。

二 障がい者を理由とする差別の多くが障がい者に対する理解（障がい者に対する肯定的認識を含む。以下同じ。）及び社会的障壁の除去の重要性に対する理解が十分でないことに起因することを踏まえ、障がい者に対する理解及び社会的障壁の除去の重要性に対する理解を深める施策と一体的に、策定され、及び実施されること。

三 社会的障壁の除去の実施についての合理的な配慮を的確に行うためには、現に社会的障壁の除去を必要としている障がい者との対話を通じてその意思の確認が行われることが重要であるとの認識を踏まえて策定され、及び実施されること。

四 障がい者が障がい者を理由とする差別に加え、性別、年齢その他の障がい以外の要因に基づく差別を受ける状況があることに鑑み、障がい以外の要因に基づく差別の解消を図るための施策との密接な連携の下に、策定され、及び実施されること。

2 障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策は、障害者基本法その他の関係法令に基づく施策と一体のものとして総合的に、策定され、及び実施されなければならない。

（県の責務）

第五条 県は、前二条に定める基本理念にのっとり、共生社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 県は、自ら設置し、又は管理する施設における障がい者の利用の円滑化及び障がい者の移動の円滑化を図るための環境の整備を行うものとする。

（国等との連携協力）

第六条 県は、共生社会の実現に向けた施策の策定及び実施に当たっては、国、市町、関係機関、関係団体、事業者その他の関係者と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第七条 事業者は、県が実施する共生社会の実現に向けた施策に協力するよう努めるとともに、その事業活動を行うに当たっては、共生社会の実現に主体的に取り組むよう努めるものとする。

(県民の役割)

第八条 県民は、共生社会を実現する上で障がい理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障がい者に対する理解及び社会的障壁の除去の重要性に対する理解を深めるものとする。

2 県民は、県が実施する共生社会の実現に向けた施策に協力するよう努めるとともに、障がい者の意思を尊重しつつ、障がい者の自立及び社会参加への支援を主体的に行い、共生社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

(障害者計画の策定に関する基本方針)

第九条 県は、障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進が図られるよう、障害者基本法、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）その他の関係法令の理念を踏まえ、障害者基本法第十一条第二項の規定による障害者計画（第三十二条第一項において「障害者計画」という。）を策定するものとする。

第二章 障がい理由とする差別を解消するための措置

(行政機関等における障がい理由とする差別の禁止)

第十条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障がい理由として障がい者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障がい者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その

実施に伴う負担が過重でないときは、社会的障壁の除去の実施を怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障がいを理由とする差別の禁止)

第十一条 事業者は、その事業を行うに当たり、障がいを理由として障がい者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障がい者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、社会的障壁の除去の実施を怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について合理的な配慮をするように努めなければならない。

(県等の地方公共団体等職員対応要領)

第十二条 県（地方公営企業法第三章の規定の適用を受ける県の経営する企業を除く。）の機関及び地方独立行政法人（県が設立したものに限る。第十九条第四項において同じ。）は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第十条第一項に規定する地方公共団体等職員対応要領を定めるものとする。

(不当な差別的取扱い等の事例の具体化)

第十三条 県は、不当な差別的取扱いをすることによる障がい者の権利利益の侵害の防止等及び社会的障壁の除去の実施についての合理的な配慮を的確に行うことに資するため、障害福祉サービスの提供その他の障がい者の日常生活及び社会生活に関する分野ごとに不当な差別的取扱い及び社会的障壁の除去の実施についての合理的な配慮の事例の具体化を図る措置を講ずるものとする。

(社会的障壁の除去の実施についての合理的な配慮に関する環境の整備)

第十四条 行政機関等及び事業者は、障がい者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があるか否かにかかわらず、社会的障壁の除去の実施についての合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めるものとする。

(事業者への支援)

第十五条 県は、事業者に対し、社会的障壁の除去の実施についての合理的な配慮を的確に行うための情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を実施するよう努めるものとする。

### 第三章 障がいを理由とする差別を解消するための体制の整備

#### 第一節 相談体制

(相談)

第十六条 県は、障がい者、障がい者の家族、事業者その他の関係者からの第十条及び第十一条に規定する障がいを理由とする差別（以下「差別事案」という。）に関する相談に応じなければならない。

2 県は、差別事案に関する相談があったときは、次に掲げる業務を行うものとする。

一 市町その他の関係行政機関と連携して、必要な助言、調査及び関係者間の調整を行うこと。

二 関係行政機関への通告、通報その他の通知を行うこと。

3 県は、前項の業務のほか、市町において応じた障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第十四条に規定する障害を理由とする差別に関する相談に係る事案の解決を支援するため、必要な助言を行うものとする。

4 県は、第二項の業務を行うに当たり、差別事案以外の事案に関する相談を受けた場合において、当該事案が障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第二条第二項に規定する障害者虐待、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第三十五条に規定する不当な差別的取扱いその他の障がい者の権利利益を侵害するもの（次条第

四項において「障がい者の権利利益を侵害するもの」という。)であると認められるときは、障がい者の権利利益の保護が適切に行われるよう、関係行政機関への通告、通報その他の必要な対応を図るものとする。

(県における相談員の設置)

第十七条 県に、障がい者、障がい者の家族、事業者その他の関係者からの差別事案に関する相談に応じる者として、相談員を置く。

2 相談員は、障がいを理由とする差別の解消に関する知識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 相談員は、前条第二項及び第三項の業務を行うものとする。

4 相談員は、前条第二項の業務を行うに当たり、差別事案以外の事案に関する相談を受けた場合において、当該事案が障がい者の権利利益を侵害するものであると認められるときは、障がい者の権利利益の保護が適切に行われるよう、関係行政機関への通告、通報その他の必要な対応を図るものとする。

5 相談員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

6 県は、第三項の業務を円滑かつ効果的に行うために必要な人員を確保するとともに、相談員に対し、同項の業務の遂行に必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。

## 第二節 紛争の解決を図るための体制

(助言及びあっせんの申立て)

第十八条 障がい者、障がい者の家族、事業者その他の関係者は、前二条の規定による相談を経ても差別事案の解決が期待できないと認められるときは、知事に対し、当該差別事案を解決するために必要な助言又はあっせんを行うべき旨の申立てをすることができる。

2 障がい者の家族その他の関係者は、障がい者の意思に反して前項の申立てをすることができない。

3 第一項の申立ては、行為の日(継続する行為にあっては、その行為の終了した日)から三年を経過した差別事案に係るものであるときは、することが

できない。

(助言及びあっせん)

第十九条 知事は、前条第一項の申立てがあったときは、助言又はあっせんを行うものとする。ただし、助言又はあっせんを行うことが適当でないと思えられるときは、この限りでない。

2 知事は、前条第一項の申立てがあったときは、当該申立てに係る差別事案の事実関係について調査を行うことができる。この場合において、当該申立てをした者(第二十三条及び第二十四条第六項において「申立人」という。)、相手方その他の関係人は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。

3 知事は、助言又はあっせんを行うに当たり必要があると認めるときは、三重県障がい者差別解消調整委員会の意見を聴くものとする。

4 助言又はあっせんの対象となる差別事案の当事者が県又は地方独立行政法人であるときは、前項の規定にかかわらず、知事は、助言又はあっせんを行うに当たり、三重県障がい者差別解消調整委員会の意見を聴くものとする。

5 知事は、あっせんによっては前条第一項の申立てに係る差別事案の解決の見込みがないと認めるときは、あっせんを打ち切ることができる。

(三重県障がい者差別解消支援協議会に対する報告)

第二十条 知事は、助言又はあっせんを行った結果明らかになった課題があると認めるとき又は次項の規定により三重県障がい者差別解消調整委員会から報告を受けたときは、当該課題又は報告について三重県障がい者差別解消支援協議会に報告するものとする。

2 三重県障がい者差別解消調整委員会は、前条第三項及び第四項の規定に基づく知事の諮問に応じて調査審議を行った結果明らかになった課題があると認めるときは、当該課題について知事に報告するものとする。

(勧告)

第二十一条 知事は、助言又はあっせんを行った場合において、差別事案に該当する行為をしたと認められる者が、正当な理由なく当該助言又はあっせん



に従わないときは、当該者に対して、必要な措置をとるよう勧告することができる。

(意見の聴取)

第二十二條 知事は、前條の規定による勧告をする場合には、あらかじめ、期日、場所及び事案の内容を示して、勧告の対象となる者又はその代理人の出頭を求めて、意見の聴取を行わなければならない。ただし、これらの者が正当な理由なく意見の聴取に応じないときは、意見の聴取を行わないで勧告することができる。

(助言及びあっせんの状況の公表)

第二十三條 知事は、差別事案の発生防止又は差別事案が発生した場合における当該差別事案の解決に資するため、助言又はあっせんを行った場合において、申立人、相手方その他の関係人の秘密を除いて、必要な事項を一般に公表することができる。

(三重県障がい者差別解消調整委員会)

第二十四條 第十九條第三項及び第四項の規定に基づく知事の諮問に応じて調査審議を行わせるため、知事の附属機関として、三重県障がい者差別解消調整委員会（以下「調整委員会」という。）を置く。

- 2 調整委員会は、委員十人以内で組織する。
- 3 委員は、関係行政機関の職員、学識経験のある者、障がい者、障がい者の福祉に関する事業に従事する者、事業者その他知事が必要と認める者のうちから知事が任命する。
- 4 前項の規定による委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 6 調整委員会は、調査審議を行うために必要があると認めるときは、申立人、相手方その他の関係人に対し、その出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

7 前各項に定めるもののほか、調整委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第四章 障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策

##### (障害福祉サービス事業に従事する人材の育成の支援)

第二十五条 県は、障害福祉サービス事業を行う者が障害福祉サービス事業の円滑な実施を図ることに資するため、障害福祉サービス事業に従事する人材の育成のために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

##### (教育)

第二十六条 県は、障がいの有無にかかわらず児童及び生徒が共に教育を受けられるようにするために必要な施策を積極的に推進するとともに、障がい者に対する理解及び社会的障壁の除去の重要性に対する理解を深めるための教育を推進するものとする。

2 県は、前項の施策を推進するため、障がい者である児童及び生徒が在籍する学校の設置者及び当該学校、当該児童及び生徒の保護者、地域住民その他の関係者間における連携が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

##### (就労の支援に係る情報の共有等)

第二十七条 県は、障がい者の就労の機会の確保及び拡大並びに就労の継続を図るため、関係機関、事業主その他の関係者と緊密に連携して障がい者の就労に関する情報の共有及びその適切な活用を図るものとする。

##### (情報の利用におけるバリアフリー化等)

第二十八条 県は、障がい者が県政に関する情報を円滑に取得し、及び県に対してその意思を表示することができるよう、点字、要約筆記その他の意思疎通のための手段による情報の発信等に努めるものとする。

2 県は、県政に関する情報をインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて提供する場合において、障がい者が当該情報を支障なく利用することができるよう、平易な表現を用いることその他の措置を講ずるものとする。

3 県は、障がい者に対し、点字、要約筆記その他の意思疎通のための手段に

よる情報の提供等が切れ目なく行われるようにするため、障がい者の意思疎通を仲介する者の養成及び派遣等が図られるよう、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

- 4 手話による情報の発信等及び手話通訳を行う人材の育成等については、三重県手話言語条例（平成二十八年三重県条例第五十号）の定めるところによる。

（災害時等における支援）

第二十九条 県は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第四十九条の七第一項に規定する指定避難所（次項において「指定避難所」という。）において、障がい者の円滑な利用の確保、障がい者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の障がい者の良好な生活環境の確保に資する措置が講ぜられるよう、市町に対する情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を実施するよう努めるものとする。

- 2 県は、災害その他非常の事態の場合に、障がい者に対しその安全を確保するため必要な情報が迅速かつ的確に伝えられ、及び指定避難所、災害対策基本法第四十九条の四第一項に規定する指定緊急避難場所その他適切な避難場所への障がい者の避難が適切に行われるよう、市町に対する情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を実施するよう努めるものとする。

（選挙等における投票の支援）

第三十条 県は、法律又は条例の定めるところにより行われる選挙、国民審査又は投票において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十七条に規定する点字投票その他の選挙人による投票を支援する制度の周知その他の障がい者が円滑に投票できるようにするための取組を推進するため、市町に対する情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を実施するよう努めるものとする。

（啓発活動）

第三十一条 県は、不当な差別的取扱いをすることによる障がい者の権利利益の侵害の防止等及び社会的障壁の除去の実施についての合理的な配慮を的確

に行うことに資するための措置に関する広報その他の啓発活動を行うものとする。

- 2 県は、障がい者が基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することについての理解を深め、その権利を行使するために必要な知識を習得することができるようにするための啓発活動を行うものとする。
- 3 県は、障がい者に対する理解及び社会的障壁の除去の重要性に対する理解が深められるよう、障がい者への対応の仕方の分かりやすい説明、社会的障壁の除去の重要性に関する意識の啓発その他の啓発活動を行うものとする。
- 4 県は、県民による障がい者の自立及び社会参加への主体的な支援が円滑になされるよう、当該支援の重要性に関する意識の啓発、障がい者の自立及び社会参加を促進するための取組及び制度の周知その他の啓発活動を行うものとする。

## 第五章 共生社会の実現に向けた施策の推進

### (共生社会の実現に向けた施策に関する計画)

第三十二条 県は、障害者計画において、共生社会の実現に向けた施策について定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。

- 2 知事は、前項の施策について定めようとするときは、あらかじめ、三重県障害者施策推進協議会の意見を聴かなければならない。
- 3 前項の規定は、第一項に規定する施策の変更について準用する。

### (三重県障がい者差別解消支援協議会)

第三十三条 障がいを理由とする差別を解消するための取組を推進するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第十七条第一項の規定に基づき、三重県障がい者差別解消支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

- 2 委員は、関係行政機関の職員、学識経験のある者、障がい者、障がい者の福祉に関する事業に従事する者、事業者その他知事が必要と認める者のうちから知事が任命する。

- 3 協議会は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第十八条第一項に規定するもののほか、同項に規定する事項の処理の結果明らかになった課題及び第二十条第一項の規定により知事から報告を受けた課題を解決するための方策について調査研究を行うものとする。
- 4 協議会は、差別事案に関する相談並びに助言及びあっせんに係る事例を踏まえた障がい者を理由とする差別を解消するための取組を推進するため、障がい者その他の関係者及び県民の参加の下に、当該差別事案の処理状況の検証を定期的に行うとともに、その結果について県民に周知するものとする。
- 5 協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

## 第六章 雑則

### (財政上の措置)

第三十四条 県は、この条例の目的を達成するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

### (規則への委任)

第三十五条 この条例に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、平成三十年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - 一 第三十二条及び第六章並びに附則第二項の規定 公布の日
  - 二 第三章（第十六条を除く。）、第四章及び第三十三条並びに附則第三項の規定 平成三十一年四月一日(準備行為)
- 2 相談員並びに調整委員会及び協議会の委員の選任のために必要な行為、第二十四条第七項の規則その他の準備行為は、附則第一項第二号に掲げる規定の施行の前日においても行うことができる。  
(助言又はあっせんの申立てに関する期間の特例)

3 この条例の公布の日から平成三十一年三月三十一日までの間に、第十八条第三項に規定する期間が経過することとなる差別事案については、同項の規定にかかわらず、平成三十一年四月一日から起算して六月以内に限り、同条第一項の申立てをすることができる。

(検討)

4 この条例の規定については、この条例の施行後おおむね三年ごとに、この条例の施行の状況、障害者基本法、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律その他の関係法律の見直しの状況等を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

#### 提案理由

全ての県民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する施策並びに障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、共生社会の実現に向けた施策の基本となる事項を定めること等により、共生社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

---

## 質 問

○議長（前田剛志） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。21番 山内道明議員。

〔21番 山内道明議員登壇・拍手〕

○21番（山内道明） おはようございます。公明党、四日市市選出の山内道明です。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

昨日、歴史的な米朝首脳会談が行われました。周辺国のみならず、世界各国にとっても重要な課題である朝鮮半島の非核化や拉致問題への言及などが焦点でありましたが、国際社会が進むべき方向性が共同声明で確認をされま

した。本日は二つ目の質問で国際社会の共通の課題、そして目標であるSDGsについても取り上げさせていただきたいと思っております。

それでは、まず一つ目の質問に入ります。健康長寿の三重へ、県民参加の三重とこわか国体・三重とこわか大会と三重とこわか健康マイレージ事業についてでございます。これは公明党、今井議員の2月の質問とも関連するものであります。

一昨日は館議員から国体の総合優勝に向けて選手の競技力向上について質問がありました。今回の私の質問の思いとしては、県民参加もしっかりと推進をしてほしいというものでございます。

現在、総合優勝を目指して日々の練習に取り組んでいる選手、スタッフ、関係者の皆さんとともに、一人でも多くの県民が自分自身のとこわかへの挑戦、つまり国体を契機にいつまでも若さを保つことを目標として3年後を目指すこと、これができれば、選手、関係者とともに、支える県民のモチベーションアップに貢献できるという思いです。

そのような中、今年度開始が予定されております県の健康マイレージ事業にとこわかとの冠が付き、三重とこわか国体・三重とこわか大会と健康長寿への県民の思いがつながりました。これは非常に素晴らしいことだと思っております。今回の事業は県が発行する三重とこわか健康応援カード、（現物を示す）こちらになります。これは見本を貸していただきました。このカードで協力店による特典やサービスが受けられることにより、市町の健康マイレージ・ポイントなどの事業をサポートする形で導入をされております。

これまで県内各市町の公明党議員からも県での事業化を期待する声が数多くありました。

県議会公明党会派としても、今井議員とともに2年前に高知県の高知家健康パスポート、さらに先月には健康マイレージ先進県であり、健康寿命日本一を目指している静岡県の取組を勉強してまいりました。それぞれ県のカラーが出たすばらしい取組である一方、共通の課題として、いかに多くの県民に参加いただくか、健康づくりに対するきっかけをどうやってつくっていく

かということでありました。

この点、今回の三重とこわか健康マイレージは、とこわかという冠によって県民の皆さんの健康づくりに大きなきっかけがつけられました。このような相乗効果は大変に大きいと思っております。

いよいよ7月には、三重とこわか国体・三重とこわか大会が正式決定となります。同様にとこわかを記念した県内のスポーツ大会、イベント等の開催で機運を盛り上げていくことは非常に効果があり、課題でもある地域スポーツの推進、活性化につなげていくことが重要だと思っておりますが、そこで質問です。

三重とこわか国体・三重とこわか大会を契機とした今後の地域スポーツの推進についてお聞かせください。

〔村木輝行地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長登壇〕

○地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長（村木輝行） それでは、とこわか国体・とこわか大会を契機とした今後のスポーツの振興ということで御答弁を申し上げたいと思います。

三重とこわか国体・三重とこわか大会につきましては、県民力を結集した大会になることを目指しており、両大会の開催をきっかけとして、県民の皆さんに、スポーツをする、みる、支えるといった様々なかかわりを持っていただきたいと考えておるところでございます。

これまで、県、市町、競技団体等におきましては、多くのスポーツイベントや競技会を開催しており、このようなスポーツイベント等に対し、例えば三重とこわか国体・三重とこわか大会開催記念といった冠名称をつけることは、県民の皆さんに両大会の開催を周知できるとともに、スポーツへの関心を高める効果があると考えているところでございます。

今後も県準備委員会の広報・県民運動専門委員会で有識者の意見を聞くとともに、市町やスポーツ・レクリエーションに関係する団体の皆さんの声も聞きながら県民参加に向けた取組が一層進み、あわせて県民の皆さんがスポーツに親しみ、自らのスポーツ活動につながるような環境づくりが図れるよ



う検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔21番 山内道明議員登壇〕

○21番（山内道明） 御答弁ありがとうございました。様々な関係機関にも賛同いただきながら、協議、検討していただくということでもございましたので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。また決定しましたならば、わかりやすく県民の皆様に発信をいただきたいというふうに思います。

地域スポーツの推進では、今の答弁でもございましたように、する、みる、支えるとの観点からスポーツ実施率の向上を図っていくというふうにあります。

そこで、ぜひ支える側として、例えば少年団やスポーツクラブに入っている子どもたちを支えている保護者にも注目してはどうかというふうに考えております。単なる送迎や応援だけではございません。まさに私も長男、次男とも少年野球チームに入っていて経験をしておりますけれども、グラウンド設営、整備、ときには審判、またときには球拾いと一定程度の運動にはなっているのかなというふうには思っております。

また、チームの監督、コーチ、指導者やスタッフの皆さんの運動量、エネルギーというのはかなりのものです。こういった子どもたちを支える県民も大いに今後巻き込んでいただきまして、三重とこわか国体・三重とこわか大会を支えるきっかけをつくっていただきたいというふうに思っております。

またもう一つ紹介させていただきたい支える県民の活動についてです。

四日市市の中央緑地公園、インターハイではフットボール場が使用され、3年後に向けてますます活気が出てきておりますが、先日公園内で緑化作業をしているシルバーボランティアの方からお話を伺いました。

いわく、前回43年前の国体をよく覚えておりますと。だから、今回の国体も本当に楽しみにしています。少しでも今回の国体をサポートしたいという思いから緑化のボランティアをさせてもらっていますと、そういったお言葉でした。

私は45歳で前回の国体の記憶は残念ながらございませんが、当時を現役世代として経験してきた皆さんにとって、国体に特別な思いを持っていらっしゃる方がいることを改めて実感をし、こういった支える皆さんの活動を忘れてはならないというふうに思いました。

それでは、次の質問に参ります。

次は県と市町健康マイレージ、ポイントの連動についてであります。今回の事業は市町それぞれの取組をサポートする形で制度設計をされておりますが、例えば県が主催するスポーツイベントや健康、福祉をテーマとしたセミナー、またUDアドバイザーや認知症サポーターなどの育成講座、活動などの取組が市町のマイレージ制度とも連動、つまりポイントの対象になるかどうか、この点は非常に重要で、県が直接的に市町の取組を応援できる部分であるというふうに思っております。

この点をまず確認させていただきたいと思っております。

〔福井敏人医療保健部長登壇〕

**○医療保健部長（福井敏人）** 県と市町健康マイレージ事業の連動についてお答えをいたします。

三重とこわか健康マイレージ事業は、県民の皆さんの健康づくりを社会全体で応援する環境づくりを進める事業であります。

既に一部の市町においては、住民の健康づくりを支援するために、特定健康診査やがん検診の受診、健康教室への参加などに対してポイントを付与し、特典が受けられる、独自のインセンティブ事業が実施されているところであります。

県といたしましては、三重とこわか健康マイレージ事業を県民総参加による健康づくりの取組とするため、市町の事業で一定のポイントを獲得した方に三重とこわか健康応援カードを交付し、マイレージ特典協力店から様々なサービスが受けられるように、県と市町の事業を連動させることにいたしております。

また、市町等が提供する取組メニューに加えまして、議員からも御提案が

ありましたように、県が開催する健康づくりに関する研修会や各種スポーツ大会などの事業も、市町のポイントが付与される仕組みとしたいと考えておりますので、今後、市町との調整を進めてまいります。

以上でございます。

〔21番 山内道明議員登壇〕

○21番（山内道明） 御答弁ありがとうございました。今後の運用の中で、様々な課題が出てくるかもしれませんが、よりよい事業を目指して市町との連携をお願いいたします。また、これから始めようとする市町にとりましても後押しになるかというふうに思いますので、よろしくをお願いいたします。

それではもう一つ、今回の事業ではマイレージ取組協力事業所という位置づけがございます。市町との連携とあわせて、このような協力事業所となり得る企業、団体との連携も非常に重要だと思われまます。今回のインターハイでは200社を超える企業、団体から高校生が支援をいただいていると先日紹介がございました。このような機運は県内で高まってきているように感じています。

あわせて今、企業においては健康経営という視点が注目をされてきているようです。健康経営とは、従業員の健康の維持増進が企業の生産性や収益性の向上につながるという考え方に立って、経営的な視点から、従業員の健康管理を積極的に実践する取組とされております。健康診断はもちろん、勤務間インターバルやメンタルヘルスなど、働き方改革を進める上でも非常に重要です。

そこで、マイレージ取組協力事業所にとっても重要な視点である健康経営と三重とこわか健康マイレージ事業の推進に向けての現状の取組についてお聞かせください。

〔福井敏人医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（福井敏人） 健康経営の取組推進についてお答えをいたします。

健康経営は、議員からも御紹介がありましたように、従業員の健康増進の

ための取組が企業の生産性や企業価値を高め、将来的に企業の収益性を高める投資になるという考えのもと、経営的な視点で従業員の健康管理に取り組むものであり、雇用経済部と連携して取り組んでいるところでございます。

労働人口の減少が予想される中、従業員の健康は企業の財産であり、健康経営という考えは重要な視点だと認識をしております。

本県では、少子高齢化の進展などに伴う、社会環境や疾病構造の変化の中で、子どもから高齢者まで、全ての県民が健やかで心豊かに生活できるよう、三重の健康づくり基本計画に基づき、平均寿命の伸びを上回る健康寿命の延伸を目指し、様々な取組を行っているところでございます。

事業所と連携した取組といたしましては、社員食堂を持つ企業と減塩メニュー等の導入を進めるなど、従業員の食生活改善による健康増進を図っておるところでございます。

また、三重とこわか健康マイレージ事業におきましても、従業員や県民を対象に健康づくりの取組を行う、マイレージ取組協力事業所を募集しているところであり、こうした取組を通じまして従業員の健康増進をさらに進めていきたいというふうに考えております。

今後も、事業所における健康経営を後押しできるように、事業所と連携した健康づくりの取組をより一層推進していきたいと考えております。

以上でございます。

〔21番 山内道明議員登壇〕

○21番（山内道明） ありがとうございます。マイレージ事業を通して県が健康経営という視点を県内にぜひ広げていただきたいというふうに思っております。

三重とこわか健康マイレージ事業はスポーツの推進、働き方改革など、重要な課題とも関連性が深く、さらには県だからこそ推進できる取組もほかにもあろうかというふうに思って非常に期待をしております。

最後にもう一人、地域のラジオ体操の開催を長年にわたり推進をされている方のお話を紹介させていただきたいと思います。

私のような高齢者が健康を維持することは医療費や介護費の抑制につながります。そういった思いで日頃から活動をしています。社会を支えている若い人たちとともに、高齢者も健康を維持することで、自ら社会を支えようという思いを持っていることを知ってほしい、これは健康マイレージ事業への期待とともに伺ってまいりました。

三重とこわか国体の総合優勝とあわせて、幸福実感をはじめ健康寿命、その延伸あるいはマイレージ参加者数など、何かで日本一を目指すことで、三重とこわか国体・三重とこわか大会のレガシーを県内外に発信できることを期待して、次の質問に移らせていただきたいと思います。

それでは、二つ目の質問は、共通価値の共有で地域と世界がつながるSDGs、持続可能な開発目標の推進についてです。

まず、2015年の国連総会で採択をされました2030アジェンダの前文の抜粋を紹介します。このアジェンダは、人間、地球及び繁栄のための行動計画である。これはまた、より大きな自由における普遍的な平和の強化を追求するものでもある。我々は、極端な貧困を含む、あらゆる形態と側面の貧困を撲滅することが最大の地球規模の課題であり、持続可能な開発のための不可欠な必要条件であると認識する。

今日我々が発表する17の持続可能な開発のための目標SDGsと169のターゲットは、この新しく普遍的なアジェンダの規模と野心を示している。これらは全ての人々の人権を実現し、ジェンダー平等と全ての女性と女兒の能力強化を達成することを目指す。これらの目標及びターゲットは、統合され不可分のものであり、持続可能な開発の三側面、すなわち経済、社会及び環境の三側面を調和させるものであるとありました。

我々公明党は、真の人間主義に立脚をし、どこまでも人間から出発する社会、人と地域が輝く社会を目指しています。誰人もすばらしい個性、能力、創造性等の大いなる可能性、人間力を秘めています。国民一人ひとりの人間力の十全な開発と発揮こそ国力の源泉であり、イノベーションや文化創造の根本であるとの視点に立ち、今回質問をさせていただきたいと思います。

まずSDG sについてですけれども、昨年11月30日の一般質問の際に、若干紹介をさせていただいた程度です。また、昨年の戦略企画雇用経済常任委員会でも確認させていただきましたが、改めて本日取り上げをさせていただきます。

今回の質問に当たりまして、SDG sの推進体制を構築している静岡県、さらには外務省と意見交換をさせていただきました。

それでは、資料に沿って進めさせていただきたいと思います。

(パネルを示す) まずこちらです。SDG sは2015年9月の国連サミットで全会一致で採択をされ、誰一人取り残さない持続可能で、多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年までを期限とする17の国際目標。その特徴ですが、普遍性、先進国を含め全ての国が行動する。包摂性、人間の安全保障の理念を反映し、誰一人取り残さない。参画型、全てのステークホルダー、これは政府、企業、NGO、有識者等が含まれますが、その役割を担っていくと。さらには、統合性、また透明性と、この五つの特徴がございます。

(パネルを示す) そして、二つ目の資料ですけれども、これはロゴマークになっておりますので、これから時々お見かけする機会が増えてくるのかなというふうに期待をしております。

(パネルを示す) さらにこちらの資料。こちらは実際の17の目標、ゴールでございます。ゴールズの「s」は複数形の「s」であります。

主な目標として、例えば目標1、2は貧困、飢餓に関する目標、目標3、あと6は保健と衛生に関する目標、目標の13、14、15は特に環境に関連する目標となっております。

そして、さらにそれぞれの17の目標にひもづく形で169のターゲットがございます。

(パネルを示す) それでは、国内外のこれまでの動向についてであります。不安定、不確実な国際社会において持続可能な未来をつくるためには変革が必要である。絡み合う課題を同時かつ根本的に解決し、持続可能な未来を示す羅針盤であるSDG sの推進は大きな成長と利益のチャンスをもたらす。

よって、SDGsで協力し、競争する時代へと変化をしてきている、こういった状況がございます。

(パネルを示す) さらにこちらは政府によるこれまでの取組です。

2016年5月には第1回SDGs推進本部が設置をされまして、総理大臣を本部長、官房長官、外務大臣を副本部長、全閣僚を構成員とする推進本部が設置をされました。

さらに右側にG7伊勢志摩サミット、SDGs採択後、初のG7として国内外の実施にコミットがされております。当時の首脳宣言の抜粋を少し紹介をいたします。

我々は平和と安全、開発及び人権の尊重が相互に関連し合い、かつ補強し合うものであることをよく認識しつつ、17のSDGsの統合された不可分の性質を強調する、このように当時、コミットされております。

また左側、2017年6月、第3回会合、こちらでは安倍首相が次のように発言をしています。

第1に働き方改革の実現。インクルーシブな一億総活躍社会を目指し、長時間労働の是正などSDGsの考え方にかなう改革を進めていく。第2に地方でのSDGsの推進。まさに地方創生の実現に資するものである。第3に民間セクターによる取組の推進。

このとき、まち・ひと・しごと創生基本方針2017が閣議決定され、地方公共団体における持続可能な開発目標(SDGs)の推進が盛り込まれました。

また、昨年実施されました第1回ジャパンSDGsアワードへは282の企業、団体が応募しましたが、県内からは残念ながら応募がなかったというふうに聞いております。

それでは、ここで質問です。全国的に見ても都道府県単位ではまだまだSDGsに取り組んでいる現状は少ないというところがございますけれども、三重県においてSDGsに対する現状の認識や取組についてお聞かせをいただきたいと思います。

〔西城昭二戦略企画部長登壇〕

○戦略企画部長（西城昭二） SDG s に対する県の取組についてお答えをいたします。

県では、みえ県民力ビジョン・第二次行動計画におきまして15の政策、61の施策からなる政策体系を定め、施策ごとに計画終了年度であります平成31年度の目標を設定しております。今定例会議におきましても計画2年目の成果を取りまとめた平成30年版成果レポート（案）を提示しておりますけれども、この計画も後半に入った中、最終年度の目標達成に向けて鋭意取り組んでいるところでございます。

議員から御紹介をいただきましたSDG sに位置づけられた内容は、国際社会全体の国際目標ということもございまして、この計画に掲げた政策体系と完全に一致するものではなく、中には県行政になじみのないものもございまして。

一方で、第二次行動計画を推進することにより、おのずとSDG sの目標の達成につながっていくことが期待できる面もございまして。

他県におきましても全県的な計画におきまして、このSDG sを何らかの形で位置づけるといった動きも出てきているようでございます。

引き続き、議員から御紹介ありました国の考え、あるいはこうした他の都道府県の動向などを注視しつつ、今後の本県の施策にどう関連づけて取り組んでいくべきか、調査研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔21番 山内道明議員登壇〕

○21番（山内道明） ありがとうございます。現状のありのままを御答弁いただいたというふうに思っております。少し時間が迫ってまいりましたので、続けさせていただきます。

（パネルを示す）こちらは民間企業によるSDG sの現状の取組です。特に経団連におきましては、企業行動憲章と実行の手引きの改訂が行われております。ビジネス界ではCSRを超えた本業、価値創造、新事業創出として評価、取組をされております。



(パネルを示す) こちらも参考です。滋賀県基本構想の紹介です。SDGsと関連をさせております。

今回視察に行きました静岡県とともに、ほかでも大阪では大阪万博の開催に向けて全庁的な推進がとられております。

(パネルを示す) こちらはエンタメ業界との連携によるSDGsの主流化についての資料でございます。

静岡県では今年、東京ガールズコレクションが開催されるということを受けて、国連とタイアップして啓発をしていくというふうに向いました。

(パネルを示す) さらに、こちらは政府での具体的な取組です。八つの分野に注力して取り組んでいくということでもございました。

この中で二つ目、健康・長寿を見ていただきますと、データヘルス改革の推進などございます。

先ほどの質問でまさに私のほうで取り上げたテーマでございますので、私なりに独自で健康・長寿の推進をSDGsの視点を活用して簡単に表現を試みました。

(パネルを示す) こんな形になりました。右端の括弧の中にはSDGsで関連すると思われる目標の番号、色つきの箇所は市町健康マイレージ事業の取組に含まれているもので、それ以外の部分は取り組まれていないものとなっております。SDGsの視点からさらなる関係性や課題が見える化され、SDGsの共通の目標のもと、共有が図れます。

以上、SDGsについての重要性やこれまでの経緯も含めて説明をさせていただきました。

さらにもう1点、協創の観点から確認をさせていただきたいと思います。

採択された2030アジェンダを見てみると、我々という言葉が何度も出てきますが、この我々は我々一人ひとりを指し示すものであり、国際社会の一人ひとりが共有することで目標が達成されるとするものです。

そういった意味からすると、県民に対してSDGsをどのように共有していくのかも大切です。

私はSDG sが県民力による協創のみえづくりに資するものであると確信をしておりますが、まずは県としてSDG sに対する評価に向けて議論をしていただきたいと思います。

例えば、経営戦略会議が年に3回程度開催されると伺っておりますが、SDG sに関連する議題もこれまで議論をされているというふうに向っております。今年度の開催は3回予定をされているということでございます。これは当初、知事に質問しようと思ったんですけども、この3回分のテーマ、既に方向性がある程度定まっているということでございましたので、ここでは要望までとさせていただきたいと思いますが、ぜひとも議論をしていただけるように検討いただきたいと思います。サミットのレガシーを有する三重、またダイバーシティみえ推進方針を全国に先駆けて策定した三重だからこそ、SDG sに対する評価を期待しております。

最後に世界と地域、県民がつながることによる有形無形のイノベーションがSDG sによって生まれることを期待して、次の質問に移らせていただきます。

最後の質問は、県立高等学校の夜間の通学における安全確保についてです。

昨年こんなことがありました。ある県道、500メートル程度の竹藪の林道ですが、夜間は真っ暗なので、地元自治会設置の防犯灯が要所に7カ所程度ついてました。そのうち4個が球切れの状態で、非常に暗いとの声が高校生からございました。

早速、地元自治会及び市の道路管理者に相談したところ、道路が県道であること、さらには地元地域外から通学する生徒という声もあり、県の道路管理者もしくは県立高等学校で対応してほしいということでございました。

しかしながら確認をしてみると、まず県の道路管理者や学校では対応できないということがわかりました。最終的には、理解をいただいて地元自治会の方で電球を交換していただきました。

市町や自治会にとって地域外から通学する生徒に対する安全の確保という観点、特に住宅街ではなく林道や田んぼ道などでは、どうしても身近な感

覚になりにくいということがあるのかもしれませんが。

さらに2年前の高校生県議会では川越高校からも、学校周辺は街灯が少なく、学校側から指定されている通学路でさえも暗いと感じている、不審者による被害が発生しているという報告がなされております。

そこで学校サイドとしても通学路の指定をはじめとする安全対策や危険箇所の情報については、学校内での共有にとどまらず、地元市町、自治会に対して日頃から積極的に共有を図っていく、また必要に応じて協力を求めていくことが不可欠であると感じております。この点についての考えをお聞かせください。

〔廣田恵子教育長登壇〕

○教育長（廣田恵子） 県立高等学校の夜間における通学の安全確保についての御質問でございます。

各県立高等学校は、これまでも年度がわりなどにおいて、通学経路の安全点検や生徒への危険箇所の周知など、生徒の安全確保に取り組んできたところですが、夜間における危険箇所については、十分に把握はできておりません。

このため、各学校が生徒の目線に立った通学経路の点検や生徒、保護者からの聞き取り等を通じて、夜間における通学経路の危険箇所について把握し、生徒にも改めて注意を促すとともに、地域の自治会等と共有し、危険箇所の改善が必要な場合は地域の自治会等とともに、道路を管理する市町等に要望するなど、生徒の安全確保が一層進められるよう、取り組んでまいります。

〔21番 山内道明議員登壇〕

○21番（山内道明） 御答弁ありがとうございました。ぜひ積極的に取り組んでいただきたいというふうに思いますので、よろしく願い申し上げます。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（前田剛志） 4番 山本里香議員。

〔4番 山本里香議員登壇・拍手〕

○4番（山本里香） おはようございます。日本共産党の山本里香と申します。

一般質問をさせていただきます。30分ですので、さくさくと行きたいと思いますが、本日の質問は知事にお聞きするという事にいたしましたので、よろしく願いいたします。

先日、先ほども山内議員のほうからもありましたが、平成30年版成果レポート案というのが出されております。（パネルを示す）これは案ですので、これからまた討議をされているわけですが、その中でこれは実測値でといますか、昨年度状況を数値であらわしたものですけれども、施策221、夢や希望をかなえる学力と社会参画力の育成というところで、大上段の県民指標です。これはピックアップしたものですけれども、全国学力・学習状況調査で平均点を上回った教科数が目標値の4科目に到達せずに1科目だったと。進捗率が25%、そして進展度評価がCとなったということで、いろいろな施策の中でCというのが二つだったということで、これが重大事項ということになり、これからいろいろとまた皆さんの中で対応がされるということでもあります。

数値目標を上げれば、その目標達成にひた走りに走る、真面目な先生方が本当にその状況がつくられていて、果たして教育は1丁目1番地という中で、その三重県の教育の第一の指標がこれでいいのかということは、これまでもたびたび指摘をしてきました。そのために、附則事項として全国学力・学習状況調査の教科に関する結果は学力の一部というふうなただし書きがついているわけなんです、これが教育委員会からの提案であるわけですが、根本的に知事の選挙公約の全ての教科で平均点以上をという、そのことから来ているのだとすれば、知事、もう指標に置くのはやめましょう。これ、Cとかついてつらいと思いますけどもね。

また、学力・学習状況調査をやめて学力テストに頼らない学力保障を考えることは、十分にできる力を教育委員会も持っていると思うし、学校現場での教師集団は持っているとは私は信じています。教育委員会は教師の皆さんを信じてはいかがでしょうか。

（書類を示す）ここにあの痛ましい指導死を経験した福井県議会が福井県

の教育行政の根本的見直しを求める意見書というのを可決されました。1名を除く、その他の多数の議員で可決をしました。

内容は、学力日本一を維持することが福井県全域において教育現場に無言のプレッシャーを与えて、教員、生徒双方のストレスの要因となっていると考えると。これでは多様化する子どもたちの特性に合わせた教育は困難と言わざるを得ない。日本一であり続けることが目的化して本来の公教育のあるべき姿が見失われてきたのではないかと検証する必要があると。国においても、主体的に学ぶ力や感性を重視する教育課程の改善などが議論されている。今、学力日本一の福井県であるからこそ、率先して新たな教育の方向性を示すべきであり、痛ましい事件の根本の背景を捉えた上で、命を守ることを最優先ととして続いています。

今、日本に必要な教育、真の教育のあり方を再考して、今後二度とこのような事件が起こらないように、下記の点について教育行政のあり方を根本的に見直そうということを求めるものです。福井県議会が国が進める全国学力テストを含む教育行政の根本的な見直しを求めたことは、私は意義深いと思っています。知事もこの事の顛末は御存じだと思います。死亡事故が起こったことからということですが、三重県でもそこまでは行ってないけれども、私どもに近い相談は持ち込まれていることが現実、あります。学力・学習状況調査の正答率をこの大指標に置くのはやめてはどうですかと知事にお伺いしたいと思います。

〔廣田恵子教育長登壇〕

- 4番（山本里香） 教育長には前に答えていただきましたので、知事に答えていただきたいと思います。議長、お願いします。それはだめです。議事進行、議長、私は知事をお願いしています。教育長には前回同じことで答えていただいていますので知事、お願いします。
- 議長（前田剛志） 知事、答弁をいかがですか。
- 4番（山本里香） 知事の公約からきているんじゃないかと言っているんですよ。

[鈴木英敬知事登壇]

○知事（鈴木英敬） 答弁させていただきます前に、私にとおっしゃっていただいても担当部長がお答えさせていただくケースも、その他の議員の方のときにおいてもあります。これは施策221という番号で、この施策の責任者は各担当部局になってますので、その目標に関する議論ですから、教育長から答弁をさせていただくということが適切であると思ひまして、教育長の答弁とさせていただいたんですけども、議員がそこまでおっしゃっていただいておりますので、私のほうから答弁させていただきますけれども、教育長が立った趣旨というのはそういうことですので、十分御理解いただければというふうに思ひます。

では、答弁させていただきます。全国学力・学習状況調査を県民指標としていることで点数を上げることが取組の目的になっているのではないかということについて答弁させていただきます。

変化の激しい社会を生き抜いていく子どもたちは、生きる喜びを感じながら、志を持って夢を実現させていく自立する力、他者と支え合いながら、社会をつくっていく共生する力が必要であり、学力は、これらの力を身につける上で重要なものであります。

このため、子どもたちは学習指導要領で示されている基礎的・基本的な知識・技能、課題を解決していくための思考力・判断力・表現力、主体的に学習に取り組む態度を身につけていく必要があります。

全国学力・学習状況調査により測定できるのは学力の一部ではありますが、教科に関する調査は、子どもたちが学習指導要領で求められる力を着実に身につけているかを確認できる内容となっており、子どもたちの学力の現状をはかる上で、一つの目安となる指標と考えます。

一方、全国学力・学習状況調査については、教科に関する調査の結果だけでなく、児童生徒質問紙や学校質問紙の調査の結果をあわせて総合的に分析し、学校や子どもたちの課題を見出すことで、各学校において校長のリーダーシップによる組織的な取組や教員の授業改善をさらに進め、子どもたち

のわかった、できた、という実感につなげることを目的とした県民の皆様にお示しする指標です。

教育委員会において、今後も子どもたちの将来の夢や希望をかなえられるよう、多くの大人が積極的にかかわる取組を、学校、家庭、地域が一体となって進めることにより、子どもたちの学力の向上につなげていきたいと考えています。

私が2期目の知事選挙において学力の向上が必要だというふうに申し上げたこととの関係があるか、ないか、そういうことをおっしゃいましたけれども、結果、この行動計画を定めるときには部内でも議論し、議会にもお示しして、そして議決いただいてこの目標が出ているわけであります。実際に、日本共産党さんが反対されたか、賛成されたか、ちょっと私、覚えていませんけれども、その他の会派から御議論いただいて、この実施に当たっては序列化や過度な競争が生じないようにするなど、教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要だということを御指摘いただいて、この計画の中に盛り込んでいるわけであります。

県民指標というのは、そもそも行政だけの活動を書く指標の活動指標ではなく、県民の皆さんと力を合わせてやっていく目標を県民指標として立てていますので、この学力については学校だけでなく地域、家庭の御協力も必要だということで、これを県民指標に立てさせていただいています。

ですので、何回も言いますが、この施策の担当が教育長であるので教育長に答弁をさせていただいたということと、これは計画として議決をいただいた計画の中で現在進行させていただいているということです。

〔4番 山本里香議員登壇〕

○4番（山本里香） 前回、教育長にお答えいただいたこととほぼ同じ。そうですね。決めていつているんですから。だから、そこが今、県民の指標だと言われましたけれども、この指標をつくるに当たって、考えていくに当たって、知事の公約が関与しているんじゃないの、あなたの考え方が大きく、そんなくなんて言葉は使いたくないですが、というふうなことをお伺いして

福井県の例を出して、これはもう曲がり角に来ているし、Cで悩む知事を私は見たくない。ということで、今、お話をさせていただいた中で時間をとってしまいました。このことで教育長に1点上げるのにどれぐらいのことをしたらいいかと次に聞こうと思っていたんですけど、それちょっとカットします。

点数だけが目的ではないし、それから質問紙の内容等で生活状況なども見ることの中で、いろいろな全体的な教育現場で役立てていくということ、今までもお答えもいただいて、先ほどの答えと同じことなんだと思うんですけども、その質問紙における状況は、例えば中学校で学力調査を受けた生徒が小学校5年生のときに学力調査を受けたときと個人としてどうなっているのか、そういうことではないんですよ。今やっているのは、データとして出てくるのは。その総体として、個人には渡されますけれども、先生方はクラスのものを見るけれども、でも、この数値化の中でとか、アンケートの質問紙の集約として傾向が出てくるのが全体として、例えばそれは県であるとか学校であるとか市町村であるとかの傾向としてデータ処理がされているというのは事実だと思います。

ですから、これはやっぱり点数とかその質問紙を回答していくことの中で点数は数値化ですけども、その集約の仕方は個人のものではないと私は思っています。

それで、先ほど1点、順位、平均点より上とか以前には3位という話もありましたけれども、大体1点の中にたくさん密集しているわけですよ。例えば正答率の平均値ですけども、計算すると1%上げたら19位になるんですよ。1%正答率を上げたら、例えば34位から19位になるということであったり、2%上げたらこれが8位になるということであれば、ここにずっと密集していても、それはなかなかやってももらっても難しい、そのことに一喜一憂することが本当に今、必要なことなんだろうということまで話をしたかったわけです。数値は今、よろしいです。

全国で三重県を含む32の都道府県が正答率、わずか2.9%の中でひしめいて



いるという状況の中で、先ほどの福井県議会での話もあって、それをどう考えますかとお伺いしたんです。お答えは端的にはいただけなかったというふうに私は解釈をいたします。

10年間続いて500億円、情報漏洩をされたベネッセなど参入をしながら、何のためのこの500億円なのかということも、本当に子どもたちの立場に立っているのか、教師力向上に本当になっているのか、校長先生の名誉のためなのか、はたまた知事のプライドのためなのか、県の第一目標にするのは何のためなのかということを、これは決めるのは議会でも一緒になって決めると言われましたけれども、この提案自体のところでもそもそも問題がある。知事の公約実現のために教育をねじ曲げて、教育委員会や教育現場を疲弊させて、子どもたちを勉強嫌いにさせるということはもうやめたほうがいいですよということを申し上げます。

二つ目も知事にお伺いします。時間がなくなってきました。

前回の一般質問で、道徳の教科化について評価について取り上げさせていただきました。教育勅語についても触れまして、そのときに知事にも答弁をいただいたということで、本質を外して否定もされませんでしたけれども、内容は肯定的だということであったことを記憶しています。

もちろん前回私も申しましたとおり、生徒と教師が日々つくり出していく市民道徳の学習は必要だと考えていますし、現場の先生方も道徳自身は必要なことと思ってみえますが、本年度から本格実施が始まった道徳の教科化は、全国学力・学習状況調査と同じく、それに振り回されている現場の実態をお聞きしています。

昨年度に道徳の担当が研修に行って、周知のための研修をしたが、新年度が始まって研修もなく学年任せ、これ市町の問題もありますけれども、個人任せになってしまっている。現場での論議の時間がとれておらず、共通理解に立つことがなかなか難しい。教員間で教材など練ることができない、業者が作った計画表をそのまま使ってしまうようなことになってしまわないか、そんなこともあると聞いています。

教員間でお互いに探り合っている状態もあって、本音で教育論を出せないことは大変悲劇だと思います。

このようなやり方だと、狙いの価値感に教師が無理やり持っていくという道徳になってしまう、そんなことも先生方は心配してみえるという声があります。

評価に便利なCDつきの高いワークシートを購入して使っているというところも聞きました。

教科書教材の中には、内容に違和感があり、取り組むのが本当に悩みの種だというのがあろうそうです。

「かぼちゃのつる」と言う教科書教材で、ぐんぐんつるを伸ばすかぼちゃが、みんなの通る道だからそっちへ伸びるのやめなさいと言われても、そっちへ伸びたいと道路にはみ出していく、ひかれて泣いていると。この話の狙いがわがままをしないということだとなっているわけなんですよ。寓話的手法で自我を世間によって都合よく捻じ曲げようとするのではないかなと、そんな話もやっぱり皆さんの中でささやかれています。

スウェーデンの中学校の教科書にある一文を紹介したいと思います。

非難ばかりされた子どもは非難することを覚える。殴られて大きくなった子どもは力に頼ることを覚える。笑いものにされた子どもはものを言わずにいることを覚える。

さしずめ、この「かぼちゃのつる」の授業を考えたときに、自分らしさを認められなかった子どもは、他者を捻じ曲げることを覚えるということになりはしないか。

先ほど世界的な目標で、アジェンダでいろいろな目標がありましたけど、その中の教育の部分とか健康福祉の部分とかありますけれども、それは対局になると思うんですね。

道徳教育は明示的に価値を伝達するわけで、教員ははじめ教育する側の責任がひときわ大きな教科となります。まずは、この国に生きる大人たちが何が望ましいかを本格的に考えて言葉にしていく大人、教師がということが必要

だと思えます。昨今、児童生徒もテレビ報道などを見ていますね。子どもたちは親や家族の日常の話、会話も聞いています。今の国政の様子もよく知っています。彼ら彼女らなりにもちろん正義感や道徳観を持っているので、こういった道徳の授業の中で、今の国政の状況などを口にして質問してくることがあったらどうやって答えようと、先生方の中でこの間、話をされた方があったそうです。虚偽答弁、データ改ざん、資料隠し、セクハラ、そして過労死を容認する社会。大人社会、そして顕著にあらわれているこの安倍政権の政治の状況について子どもたちから問われたときどうなのか、それが最大の悩みです。政治家として、国が道徳を教科化して国定道徳とも見まがうようなことを三重県の子どもたちに要求しています。当の政府は欺瞞や不正にまみれている。知事にお答えいただきたいです。いただけますか。道徳に照らして、このことについてどう思われますか。知事の政治家としての立ち位置で御回答をお願いします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 御質問いただきましたけれども、質問の御趣旨が余りよくわからないので、道徳教育について答弁させていただきます。

道徳教育は、子どもたちが自己の生き方を考え、主体的な判断のもとに行動する自立した一人の人間として、他者とともによりよく生きるための基盤となる資質、能力を養うことを目指すものであり、重要なものと考えます。

道徳教育を通じて、子どもたちが人としての生き方や社会のあり方について、多様な価値観の存在を認識しつつ、自ら感じ、考え、他者と協働しながら、よりよい方向を目指す資質、能力を身につけること、人としてよりよく生きる上で大切なものとは何か、自分はどのように生きたいかなどについて、考えを深めること、社会生活を営んでいく上で共通に求められるルールやマナーを学び、規範意識などを身につけることなどが必要です。

このためには、各学校において校長のリーダーシップのもと、学校全体が組織的、計画的に道徳教育に取り組むことや、道徳科の授業においては、子どもたちが自分ならどうするかについて、他者との様々な意見の交流などを

通して、自分と向き合い、自分の考えを深める考え、議論する道徳を着実に実践していくことが大切です。

教育委員会や各学校においては、道徳教育の意義や役割を十分に認識し、家庭や地域の理解や協力を得ながら、しっかりと取り組んでもらいたいと考えます。

〔4番 山本里香議員登壇〕

○4番（山本里香） ありがとうございますとは言えませんね。

私は、知事は賢い方だと思っていました。私の言っていることはそんなにわからないことでしょうか。テレビを見ていらっしゃる方、私はその道徳的な、今言われた道徳のことはもっともだと思います。知事の答えられた道徳の教科がどんなことであってほしいか。

けれども、そういう道徳の授業の中で、今の大人の状況、特に国会にそれが象徴されているような、このような状況のことが必ず、子どもたちは賢いです、賢いですから話題に上る。授業の中でそんな質問が出たときに、どうやって答えたらいいんですかということから、現場の悩みからひもといて知事に政治家として今の国政状況のお考えをお伺いしたわけです。

残念ですね。私は知事の政治家としてのスタンスはないと思って解釈をさせていたきたいと思います。

〔「発言通告と違うぞ」と呼ぶ者あり〕

○4番（山本里香） 発言通告はちゃんとしてありますので読解力不足です。

三つ目に行きたいと思います。

三つ目は、医療保健子ども福祉病院常任委員会の所属でありますけれども、地域医療構想について、これも知事のお考えを本会議場でお伺いしたく取り上げました。公立病院改革ガイドラインや地域包括ケアシステムとも大きくかかわっています。このことです。

平成37年には、2025年ですね。25年問題と言われますが、いわゆる団塊の世代の方々が75歳以上になって、医療や福祉の分野では大変心配を、行政も心配しているし、県民の皆様も心配しております。

(パネルを示す) これ、現状の三重県の医師、看護師、保健師、助産師、薬剤師ですね。足りていないという三重県の状況が県の発表している資料の中からひもときました。

本当に苦勞して現場では担当のところで、この確保のためにいろいろな施策を持っているということはわかっています。知事も頑張ってみえるということもわかっています。施策に入っていますのでわかっています。本当に大変なことだと思います。

政府が進めるこの地域医療構想三重県版が策定されて、入院ベッドを区分ごとに機能分化をして、急性期の病床の削減計画を発表しました。(パネルを示す) これもその中から取り出してまいりました。全県で現在の病床機能報告の1万6453床という、休床等245を含みますけれども、この病床を2025年には必要数はいろいろと計算をされて、1万3584床と実質2500床が要らないよというわけです。

これをよく見ますと、中でも急性期の病床を減らして、回復期はやや増やしますけれども、慢性期は減らすというような状況を計画として持ったわけです。

あくまで推察数なわけで、果たして本当にその必要量というのが正しいのかどうか、いろいろと検討していただいた結果だと思いますけれども、人口減少というのが、全県的に当たり前のことでやってきております。日本全体でね。高齢化の中で、それでも減少の幅と高齢化で健康管理に気をつけていただかなくちゃいけないといっても、高齢化の中で病院、医療にかかる、あるいは介護の必要性というのは増えるよねというのが一般的な頭の中です。

循環器系の疾患などが増えている現状では、救急の患者、今現在も増えていきますけれども、救急の患者さんというのも増えるに違いないというようなことが思われているんですけれども、今そういう中で急性期について削減であるとか、しているわけです。

急性期から回復期への転院がスムーズにいくのかどうか、そして慢性期の需要はもっと増えるのではないかと、必要量の推計はこれでいいのか、在宅医

療、介護への移行とすると、地域包括ケアの整備状況も心配をされているわけです。

これ、前に聞きましたけれども、県内全体の地域包括ケアの整備状況などの把握も不十分だというふうに私は認識をしています。

厚生労働省からは推計値を出すためには、重症度が低い医療区分1の入院患者7割が在宅で対応可能という形で、この数字を割り出せという話になっています。医療機関の調査の中で、実際は、この医療区分1の入院患者さんのうちの7割が在宅不可能じゃないかと逆転した数字が出ています。果たして在宅でやっていける体制が整うのか。そして、今の数字には貧困で入院が必要でも入院できていない人は含まれていないという、この2015年の数字から引いていますので、そういう状況であると思います。

今でさえ、経営の合理化のために在院日数を数値化し競わせているためか、入院したその日から退院の話になるとか、ひど過ぎる、次の病院がなかなか見つからないと患者さんや家族からの相談がありますが、三重県は在宅医療のすばらしい取組があると、これ私は知っていますけれども、それもまだ部分的でしかありません。全体にはなかなか難しそうです。家に帰りたいという感情的な思いと裏腹に、家に帰ることができない物理的な事情が多いのが実態だと思っています。そのことをどう捉えていらっしゃるのか。

さらに、地域医療では、都道府県知事に病床の削減を勧告する権限がこの2018年になってから強化をされました。2月ですか。その文書が通達されております。病床削減を決めるまで、今、調整会議をやっていますけれども、調整会議で議論させて決まらなければ、知事の権限で削減させるのでしょうか。自治体病院のあり方にも市町の上に県知事があるということになって、今、松阪地域では市民病院のあり方が問題ともなっていますけれども、そういったようなこと、それにも大きく権限を持つということになってくるのでは。実際、強化されるということですよ。

地域医療構想のベッド数の削減や地域包括ケアシステムとの兼ね合い、地域の声と知事権限について、心配する県民に知事の口からお答えをいただき

たいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 地域医療構想における知事権限の強化についてであります。少し制度上、誤解もあるようでありまして、その点も含めて制度について今一度、説明した上で考えを述べたいと思います。

平成26年6月に成立した医療介護総合確保推進法により、地域医療構想実現のための必要な措置として、都道府県知事の権限が医療法上定められました。

その具体的な内容としては、病床機能報告において過剰な医療機能に転換する報告があった場合、例えば急性期機能が過剰な地域において、回復期機能から急性期機能に転換しようとする場合、転換の中止を要請することができること、病院の開設、増床の許可申請があった場合、許可の際に不足している医療機能を担うという条件を付することができること、地域医療構想調整会議における協議が整わないときは、不足している医療機能に係る医療を提供することを要請できること、正当な理由がなく病床を稼働していないときは、当該病床の削減を要請できることとなっており、要請に従わない場合は、都道府県知事が勧告等を行うことができる枠組みとなっています。

さらに、今国会に提出されている医療法改正案においては、構想区域における既存病床数が、既に将来の病床数の必要量に達している場合には、病院の開設、増床の許可申請があった場合に申請の中止等を勧告できる、新たな権限も追加されているところです。

これらの権限はいずれも地域医療構想との整合性を図るためのものであり、現在稼働している病床を知事権限で削減することはできず、要請等を行うに当たっても県が単独で決定するのではなく、都道府県医療審議会の意見を聞くという条件が付けられています。

また、都道府県は、対象となる医療機関を把握した場合は、速やかに当該医療機関に対し、地域医療構想調整会議へ出席し、説明を求めることとなっています。

このように、都道府県知事の権限については、あくまでも地域医療構想調整会議での協議を前提として、協議が整わないときの仕組みを整備したものであることから、県としては地域医療構想の推進に当たって、調整会議での議論を尊重し、医療機能の分化、連携を進めていくこととしています。

〔4番 山本里香議員登壇〕

○4番（山本里香） お答えいただきました。文章づらはそのとおりだと思います。

その地域医療構想の必要数の算出の仕方自体についても問題があるから、現場の調整会議も困っているんだよということをお話をさせていただいたことと、その調整会議のあり方が、聞くところによると、なかなか難しいというか、大変なというか、むちゃなというか、そんな部分もあるというふうにお伺いをしているわけです。だからこそ、先ほど必要があれば数字を上げることもできるということも中に一文紹介もさせていただきましたけれども、本当に調整会議、現場の声をしっかりと全うに受けとめていただいて、あと調整会議の前に関係の重要な人だけ呼んでお話をするなんていうことのないようにしていただきたいということをお願いいたしまして、今日の三つの知事への質問を終わらせていただきます。

少しというか、大変残念な思いで終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（前田剛志） 6番 倉本崇弘議員。

〔6番 倉本崇弘議員登壇・拍手〕

○6番（倉本崇弘） 大志、桑名市・桑名郡選出の倉本崇弘です。早速、通告に従いまして一般質問をさせていただきたいと思います。

今回は3問質問を用意させていただいております。子育て支援と動物愛護と認知症対策という、この三つを質問させていただこうと思っているんですが、私ども少数会派は30分ということで、二つに枠を分けさせていただいています。その主たる理由は一人、二人しか所属議員がないということで、タイムリーなテーマを上げられるようにということではいただいていると



承知をしています。

そういった中で今回の質問、動物愛護の関係は特に国会での議論が少し動きがあるようですので、この点で県の考え方などをお聞きをしたいということです。この3年間、なかなかタイムリーなテーマというのが上げられてなかったんですが、今回、国会での議論が進んでいるという、そういった中で県の考え方をお聞きしたいということですので、よろしく願いをいたします。

それでは、まず1問目の子育て支援についてお伺いをしたいと思います。

子育ての分野については、その必要性については国でも十分認識をさせていただいており、取組をしっかりと行っていただいていると、こう思っています。

一方で子育て世代の皆さんから見ると、その制度的な不満や不安を感じているというのが実状ではないか、こう思っています。

残念ながら三重県のみではなく、国全体として子育て支援に十分な予算がまだまだ充てられていないというのが全国的な傾向であると私は思っています。限られた財源の中で、段階的に順次進めていくというのは十分理解のできるところなんですけど、今まさに目の前にある危機を回避すればそれでいいかといえば、そうはならないと私は思っております。予算配分がまだまだ十分ではないという実情に合わせて考えると、少し幅広く将来のリスクであったりとか予備群であったりとか、こういったものを排除できるような取組が子育て支援については、特に必要なのかなというふうに思っています。

そこで二つの例を挙げさせていただいて、少し議論をさせていただきたいと思いますが、一つ目は、県でも今年度から導入をしております子ども医療費の窓口無料化、これについては私も高く評価をしておりますし、一方で年齢制限、所得制限があるということでやや課題が残っているのかなと思っています。

この制度上のポイントというのは、どこまで県あるいは市町がやっていくかということにあるんだろうと思っております。今回は子ども医療費の

窓口無料化は貧困対策として取り組んでもらっているということではありますが、選択肢としては子育て支援、幅広く子育て支援として取り組むという、こういった選択も十分とり得たはずであります。

今、まさに目の前にある危機を回避すること、これはもちろん重要なことでもあります。それは当然のことではありますが、その先にある危険な状況を回避することもまた重要であると思っております、子ども医療費の窓口無料化を貧困対策として取り組むというのは、これはまさに目の前にある危機、これをしっかりと取り除いていただく、こういった取組であると私は思っています、その先にある子育て支援施策を充実させることによって、貧困ではなくとも厳しい環境にある子どもたちを救う取組も、またこれも重要である、こう思っています。

今回の子ども医療費の窓口無料化の導入で一定、子どもの貧困に対しては効果があるのではないかとこのように期待をしているところなのですが、先ほど申し上げましたように、子どもを取り巻く環境というのは貧困だけではないはずであります。

決して今の状況が子育てがしやすい、こういった状況に十分になっているかといえば、必ずしもそうではないと思っています。

特に、なぜこのような状況になっているのか、昔とは何か違うのかといえば、私は一昔前であれば大家族の中で賄われてきた、あるいは地域の中で補ってもらっていたものが大きく失われてきつつある、こういった傾向にありまして、この状況でまさに子育てをする環境の土台が少し崩れているという、こういった状況にあるんだろうと思っています。

そういった中で子どもの貧困の部分にまずはスポットライトを当ててもらって、これに取り組んでもらっていると。これは非常に重要なことだと思いますが、貧困対策として取り組んでもらっても、なお残っているということ、私は認識をすべきだろう、こう思っています。そういった点では、子どもの貧困という、そういったところだけではなく、少し幅広く支援をしてもらうということが大変重要だろう、こう思っています。

そしてもう一つは、子ども食堂について少しお話をさせていただきたいと思うんですが、この子ども食堂についても幅広い支援が必要なのかというふうに思っています。

では、そもそも子ども食堂とは一体何なのかというと、この定義は非常に不明確であります。どちらかというと、この子ども食堂というのはNPOなど自主的な県民の皆さんの活動の中から生まれてきたものであり、そういったところに定義がはっきりしていない理由が一つあるんだろうと思います。

これは非常に重要な視点だと私は思っておりまして、自主的な活動から生まれたということは、まさにそこに大きなニーズがあるということであろうと思います。

それと同時に、行政側が主導してつくったものではないということですから、ニーズがあるところに自然発生的にいろいろな方々がかかわってもらって、そういった活動をしてもらっているというところで、公的なサポートがなかなか入りにくいというか、入るのが遅れるという、こういった傾向にあるんだろうと思います。

まさに、これと同じような状況が学童保育においてもかつてはありましたが、一定、県をはじめとして市町の支援もしっかりいただいて、継続可能な形で制度ができ上がりつつある、そういった状況になっているんだろうと思います。

ところが、子ども食堂というのは近年、急速に数も増えてきていますし、そういった中で、まだまだ支援の手が十分入りきれていない、何が必要なのかということがまだまだ検証されていない状況なんだろうと思います。

また、この子ども食堂というのは大変広がりがあると思っております、貧困対策あるいは子育て支援、こういったところだけではなくて、地域コミュニティの醸成をする上で、多くの方々がかかわってもらうという点で効果があるでしょうし、あるいは団体によっては放課後、子どもたちに勉強を教えているという、こういった点では子どもの学力向上にもつながってくるでしょうし、大変大きな活動の広がりに私も期待をしていますし、市町

あるいは県が行っていきべき施策、取り組んでもらう施策との連携というか、そういったものもしっかりととれるんだらうというふうに思っています。

そういった中で県では昨年、子ども食堂に対しての実態調査を行っていただきました。

この実態調査を行ってもらっていることは非常に高く評価しております。

その結果を見てみると、私が特に気になっているのはやはり運営資金の面で、大変気になっています。実態調査の結果などを見させていただいても、市町からの補助を受けていない、一切補助を受けていない、あるいは活動されている方々が自分で資金を入れていると、こういった団体はかなりあるようであります。こういった実態を見ると、やはり少なくともこのままの状態を継続をしていくというのは、非常に無理があるのかなと。もちろん、数年の期間限定のことであればやっていけるのかもしれませんが、継続的に子ども食堂などをやってもらおうと思うと、なかなかこの体制では無理があるのかなというふうに思っています。

しかし一方で、先ほども申し上げましたが、子ども食堂というのは大変大きな期待のある、県、市では十分ケアが届いていないところにサポートをしていただいているわけでありまして、大変な重要な活動であると私は思っています。

こういった活動が継続的に続けられるように、私は県としても何らかの支援のあり方というのをしっかりと考えてもらう必要があると思うんですが、子育て支援と広く捉えて、一つの例として子ども食堂を挙げさせてもらいたいと思いますので、このことを中心に県の考え方を御答弁いただければと思います。

〔田中 功子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（田中 功） 子ども食堂への取組について御答弁申し上げます。

子ども食堂は、貧困家庭への食の支援だけでなく、子どもの安心できる居場所として関心が高まっており、地域での取組が広がりつつあります。

先ほど議員からも御紹介がありましたけれども、県では昨年度、子ども食堂の現状と課題を把握し、今後の施策展開の参考とするため、実態調査を実施しました。その結果、月1、2回の開催が多く、貧困家庭だけでなく地域の子どもたちを広く受け入れていることがわかりました。

一方で、子ども食堂を始めるに当たり、何から手をつけていいのかわからなかったという意見やスタッフの確保、食材、資金の調達、広報の方法などが課題として明らかになったところがございます。

今年度は、実態調査の結果を踏まえまして、これから子ども食堂を始めようとする方が前へ踏み出すきっかけとなるよう、子ども食堂に携わる方々にも参加してもらいながら、現場での具体的な事柄を反映した実践的なハンドブックを作成するとともに、開設講座を実施することとしています。

また、本年秋頃には、広がれ、こども食堂の輪！全国ツアーを県内外の子ども食堂関係者と連携し、本県で開催する予定でございまして、このような活動を通じて、県内子ども食堂のネットワークの広がりを支援していきたいと考えております。

一方、子ども食堂を支援する側の取組の充実も不可欠です。子ども、子育て家庭を支えたいという気持ちを持った企業、団体が構成します、みえ次世代育成応援ネットワークでは、今年度から企業、団体の積極的な貢献による子育て支援の取組を進めているところです。ネットワークの会員でありますスーパーマーケット経営会社が子ども食堂の運営者に対して食材を提供している事例もあることから、9月に開催しますネットワークの総会においては、その事例発表を行うとともに、今後ネットワークとして子ども食堂に対し、どのような支援ができるのかを考える機会としていきます。

県としては、こうした様々な取組を通じて、県内子ども食堂のネットワークの構築を支援するとともに、子ども食堂に対する県民の認知度を高め、多くの団体が参画できるよう取組を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

〔6番 倉本崇弘議員登壇〕

○6番（倉本崇弘） 御答弁ありがとうございます。

先ほどちょっと言い忘れたんですが、子ども医療費の窓口無料化については後ほど下野議員が質問をされるということで、答弁のほうはそちらのほうにお任せをしたいと思います。

それでは1点、要望も含めて再質問をさせていただきたいと思うんですが、私は補助をするとかそういったことが一番簡単というか、財政状況を考えて、なかなか難しい部分もあると思うんですが、一番効果が出やすいというか、そして県がぱっとやりやすい施策、方法だろうとは思いますが、ただ県財政などを考えるとそうも言えないだろうと。

一方で、子ども食堂というのはいろいろな方々にかかわってもらっているというのが一つ、その強みのような思いもありますので、できれば、県が安易にお金を補助するというよりは、そちらのほうにお任せをしていくというのが一つの考え方としては十分あり得るだろうと私は思います。

ただ、先ほど部長のほうからも答弁していただきましたが、いろいろなネットワークを組んでもらう、あるいは支援をしてもらうようなところとをマッチングをしていくような、こういった動きをされても、結果としてうまくそれが機能してなかったらいけないわけでありまして、しっかりと自立をできるようなサポート体制を、今、調査をしてもらって今年度、取組を行っている段階ですので、その結果を見たいと思いますが、しっかりと自立をし、継続できるような形での県としてのかかわりをお願いしたいと思います。

ということを申し上げまして、最後に知事として子育て支援に対する思いなども含めて少しお答えをいただければと思います。

○知事（鈴木英敬） 子ども食堂につきましては、今、最後、倉本議員がおっしゃっていただいたとおり、この子ども食堂をやるノウハウの提供とかネットワークづくりとか、支援する方との橋渡しという入口的な施策が多いので、これから市町と連携として、先ほどの自立というような、子どもたちにとっても、自立して持続可能な子ども食堂のほうがいいと思いますので、そうい

う観点もしっかり議論したいと思います。

この子ども食堂は貧困対策、あるいは地域の交流の場、あるいは食育の場、様々あると思います。子どもたちは紛れもなく地域の宝でありますし、子どもたちが生まれた環境によって格差があったりとかしてもいけませんし、また子どもとか子育て家庭が孤立するということによって、虐待とかそういう悲惨な事象も起きるといってもありますので、みんなが、地域がつながっていく、子どもや子育て家庭と地域がつながっていく、そういう大変尊い場が子ども食堂でもあるというふうに思いますので、これからも市町と連携をしてしっかり、現場の状況もよく把握しながら取り組んでいきたいと思いません。

〔6番 倉本崇弘議員登壇〕

○6番（倉本崇弘） ありがとうございます。ぜひそのような形で進めていただければと思います。

次に、2問目の動物愛護の関係で8週齢規制についてお伺いをしたいと思います。

この8週齢規制というのは、余り聞き慣れない言葉かなと思うんですが、子犬や子猫などの販売に対して生後56日以下の子犬や子猫の販売を規制をする、こういった規制でありまして、この規制を現在、国会において動物愛護法改正で実現をしようと、こういった動きがあります。新聞報道等でも5月21日の報道によると、超党派でつくる犬猫の殺処分ゼロを目指す動物愛護議員連盟の動愛法改正プロジェクトチームが会合を開き、この8週齢規制を含む改正項目をまとめたとのことであります。

では、なぜ8週齢規制というのが必要なのかというと、早い段階で親や兄弟から引き離された犬や猫は人かむ、あるいは他の犬と仲よくできない、病気にかかりやすい、身体が弱い、こういった問題行動につながりやすいと言われています。

その原因として考えられるのは子犬や子猫が必要な社会化の時期に十分な学びができなかったことが考えられる、このように言われています。

このため、国会でも議員連盟などを中心に規制の方向に向かっていますが、一方で、ある意味では当然のことではあるんですが、ペット関連業界の方々から、小さい子犬や子猫のほうがより売りやすいとか、あるいは現在の規制が49日以下という規制ですから、1週間延びるということで、その分の費用が余分にかかってくる、こういったことで大変強く抵抗をされておりまして、現在国会での議論も予断を許さない、こういった状況になっています。

しかし、8週齢規制というのは、これは一定の科学的裏づけというか、研究データの蓄積が海外を中心に進んでおりまして、また国内でも環境省が委託をした調査の中でも、親元から離す時期を8週齢以降にすることによって問題行動にある程度抑制がかかるという、こういったことも明らかになってきています。

また、ここで資料を見ていただきたいんですが、（パネルを示す）いろいろな国、アメリカであるとかイギリス、ドイツ、スウェーデン、オーストラリア、こういったところなどは先進国を中心に8週齢で規制をしている国が大変多くなってきています。

また、県内でも愛護団体等から8週齢規制を求める声というのが高まってきています。

そういったことを踏まえて県としての8週齢規制に関する考えをお示しをいただければと思います。

〔福井敏人医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（福井敏人） 犬猫等の販売における8週齢規制についてお答えをいたします。

繁殖を行っている犬猫等の販売業者は、動物愛護管理法により出生後56日を経過しないものについて、販売のため、または販売の用に供するため、引き渡しや展示をしてはならないこととなっております。

ただし、同法の附則によりまして、平成28年9月1日から別に法律で定める日までの間は、56日を49日と読みかえることとされており、別に法律で定める日につきましては、現在、国の中央環境審議会動物愛護部会において犬



猫の購入者に対するアンケート調査の結果や科学的知見も踏まえて、検討が行われているところでございます。

議員からも御紹介がありましたように、犬と猫は出生後、一定の時期を待たずに親や兄弟から引き離すと適切な社会化がなされず、かみ癖等の問題行動を引き起こす可能性が高まるということから、県としては、出生後一定時期の販売等が規制されるべきものであると考えており、国の議論の動向を注視しております。

なお、法が改正された場合には、販売業者への周知を徹底するとともに、県民の皆様にもホームページ等を通じて広報するなど、適切に対応していきたいと考えております。

以上でございます。

〔6番 倉本崇弘議員登壇〕

○6番(倉本崇弘) ありがとうございます。

8週齢規制の効果というものは部長も認めていただいていると思っております。今のお答えでそういった御答弁だったのかなというふうに認識をしていますが、国会での状況、予断を許さない状況でありまして、仮にこれが法制化されないということであれば、県としてはこれを条例化をする考えなどはあるのか、お答えをいただければと思います。

○医療保健部長(福井敏人) 犬猫等の販売業者の中には、県内だけにとどまらずに、広域的に事業展開をしている事業者も多いことから、やはり全国一律の規制が適用されるべきものであると考えておりますので、独自の条例を定める予定はございません。現在、国が出生後56日の犬猫の販売規制にかかる議論を行っていることから、その議論の動向を注視してまいりたいと考えております。

〔6番 倉本崇弘議員登壇〕

○6番(倉本崇弘) スムーズに法律になれば全く問題はないと思うんですが、法律が成立しないという場合も十分考えられるので、その場合の対応方法もぜひ御検討していただければと思います。確かにおっしゃるように、国全体

で規制をしていないので三重県だけ規制をしていても、そういった課題もあると私も思いますが、しかし、大きな課題としてなかなか国でやらないのであればそれを促すような形で県でやっていくというのも、選択肢としては一つあるのかなというふうに思いますので、またこれはぜひ御検討いただきたいというふうに思います。

次に、3番目の認知症対策についてお伺いをしたいと思います。

団塊の世代が75歳になる年である2025年に向けて、医療や介護の需要というのは増加しています。限られた医療、介護の資源を効率的かつ効果的に配置することを促し、より良質な医療、介護サービスを受けられる体制の整備が急務です。

そのような状況の中、県では2016年10月には、認知症サミット in Mie が開催され、認知症の国際連携や認知症の医療システム、認知症の介護システム等がパール宣言として発表をされ、その宣言を受けて、医療、介護の連携強化と人材育成、認知症の方々と家族を支える地域づくりなど、認知症施策の一層の充実が図られていると、認識をしているところであります。

認知症は、早期発見と早期診断、早期の適切な治療により、予防、介護、医療を一体的に提供できる体制の構築が必要です。

また、こういった県の取組と並行して、自主的な活動として私の地元である桑名市でも、音楽療法を行っているNPO等の団体が二つほどあります。そういった団体では障がいを持ったお子さんを中心に、あるいは高齢者の方に音楽療法を行っています。音楽療法はいろいろな研究からこれから増えてくる認知症に対して有効であるとされており、これから認知症の方々に音楽療法を受ける方も年々増加をしていくのではないかと、想定をされているというふうにお伺いをしています。

そこで認知症に対する体制整備に向けて、県としてどのように取り組んでいくか、お答えをいただければと思います。

〔福井敏人医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（福井敏人） 認知症対策に対する今後の取組についてお答え

をいたします。

本県における認知症高齢者は、2015年に約7万6000人と推計されていますが、今後も高齢化に伴い増加し続け、2025年には約10万人になると見込まれております。

県では、これまで認知症の早期診断、早期対応に関する取組として、専門医療等を行う認知症疾患医療センターについて、県全体を対象とするセンターを1カ所、地域の拠点となるセンターを地域医療構想8区域ごとに1カ所、合計で9カ所指定し、地域における認知症疾患に対する保健医療水準の向上に努めてきたところでございます。

また、早期診断につなげる認知症初期集中支援チームや、医療、介護関係者等の連携を図る認知症地域支援推進員に関する研修など、市町の支援を行ってきたところであり、今年度から全ての市町において、これらの設置、配置がなされたところであります。

また、認知症の人の地域生活を支える取組といたしましては、疾患を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る役割を担う認知症サポーターの養成を行っており、2018年3月末現在で16万2190人となっております。

県としましては、引き続き、認知症疾患医療センターの指定を継続するとともに、市町の認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員に対する研修などの市町支援、医療従事者に対する研修等を行い、認知症の早期診断、早期対応の体制整備を進めてまいります。

また、認知症サポーターの養成に加えて、今年度は新たに認知症サポーターのさらなる活躍に向けたステップアップ講座を開催するとともに、認知症コールセンターにおきまして、地域における相談、支援に努めてまいります。

〔6番 倉本崇弘議員登壇〕

○6番（倉本崇弘） ありがとうございます。認知症についていろいろな取組をしていただいているということは理解をいたしました。

その上で質問の中で少し触れさせていただきましたが、認知症にも大変効果があると言われている音楽療法、この音楽療法というのは歌いながら楽器

を使うとか、二つの動きをすることによって大変脳を刺激するとか、そういった点で多分認知症に効果があると言われておりまして、ただこういった団体、音楽療法にかかわっている団体だけではないと思うんですが、大変財政的には厳しい状況に追い込まれています。こういった中で公的なサポートというのが必要不可欠だろうと私は思うんですが、その点についてのお考えをお示しいただければと思います。

○医療保健部長（福井敏人） 国におきましては、新オレンジプランというのがございまして、これに基づきまして認知症に対する様々な対策の検討がされておるところでございます。

県としても、こうした国の動きを注視しながら、有効性が確認された取組を行う団体の活動については、市町との連絡会等において情報提供などの支援を行ってまいりたいと考えております。

〔6番 倉本崇弘議員登壇〕

○6番（倉本崇弘） 御答弁ありがとうございます。

最後に。

○議長（前田剛志） 倉本議員に申し上げます。申し合わせの時間が経過しておりますので、速やかに終結願います。

○6番（倉本崇弘） 非常に公的なサポートが必要不可欠だと思いますので、ぜひ御検討をいただければと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（前田剛志） 7番 稲森稔尚議員。

〔7番 稲森稔尚議員登壇・拍手〕

○7番（稲森稔尚） 頑張ります。伊賀市選出、草の根運動いがの稲森稔尚でございます。それでは、通告に従って3点について質問していきたいと思っております。

J R 関西本線の加茂一亀山間の活性化について伺います。

J R 関西線については全長174キロメートル、大阪一名古屋を最短距離で結ぶ路線であります。京都府木津川市の加茂駅と亀山駅間の61キロメートル

については単線の非電化区間となっております。これまで長年にわたり伊賀地域からも複線電化や利便性の向上を求めてきているところですが、乗車人員の減少と利便性の低下の悪循環を繰り返しております。関西線の線路脇で生まれ育った一人として、地域住民の利用のみならず、大阪と名古屋を結び、近畿圏を結ぶ広域輸送の関西本線のポテンシャルを信じて3点質問をしたいと思えます。

まず、これまでの県と鉄道事業者とのかかわり方についてです。これまで知事が会長を務める関西本線複線電化促進連盟をはじめ、関係する自治体とともにJR西日本に要望を重ね、JR西日本からは難色を示されるという、そういうことが繰り返されてきました。まず、これまでのJR関西本線の複線電化や利便性向上に向けた取組について、その評価を伺います。

5月28日に滋賀県交通戦略課に行ってきました。滋賀県とJR西日本との関係において、2011年からあらゆる政策分野にまたがる包括連携協定に基づく取組についてお話を伺ってまいりました。

(パネルを示す)全然見えませんね。もちろん、三重県のJR西日本エリアに限られ、滋賀県と条件が異なるということは理解をしますが、そこで聞いてきたのが旧国鉄時代のノリで要望だけを繰り返してはいけないという行政と鉄道事業者の沿線の価値を高める関係構築について大いに参考になったところなんです。滋賀県では駅を核としたまちづくり、駅を中心としたアクセスの改善、そのほか環境や観光、文化、子育て支援、それから防犯や防災といった連携事項を2カ月に1回、定期協議の場を設けて推進しているほか、JR西日本と滋賀県の職員とが人事交流を行っているということです。

一方でJR西日本は企業としてのCSR活動に非常に積極的で、地域との共生を掲げ、滋賀県以外でも奈良県や岡山県、大阪府の堺市、奈良市、滋賀県の米原市など、自治体との包括連携協定や地方創生に関する協定を締結しています。

そこで質問しますが、特にJR西日本が滋賀県をはじめ締結しています自治体との包括連携協定の取組も参考にしながら、県と鉄道事業者との定期協

議の場を持ち、行政の枠や沿線全体を見渡して、交通政策以外の様々な課題も含めて協議を行い、協働した取組が行えるような関係構築を図っていくべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、具体的な利便性の向上ということで、交通系 I C カード I C O C A の早期導入について伺います。

交通系 I C カードについては、現在、J R 関西線の亀山ー加茂間では使えません。草津線の柘植駅では使えるというふうになったんですけども、I C カードの普及については国土交通省が地方の鉄道、バス会社でも参加しやすい交通系 I C カードの共通システムを開発支援することを行っており、カードが使えるエリアを拡大し、通勤や通学の利便性の向上はもとより、地域外や訪日外国人の利用の円滑や交通以外のサービスの充実など、地域活性化につながるという方針を出しているところです。県として交通系 I C カードの早期導入に向けてどのように取り組んでいくのか、考えをお聞きます。

以上です。

〔鈴木伸幸地域連携部長登壇〕

○地域連携部長（鈴木伸幸） J R 関西本線につきまして御質問をいただきました。

J R 関西本線につきましては、議員も先ほど述べられましたように、亀山以西につきましては西日本区ということで、特に亀山ー加茂間については複線、電化ともに未整備、加茂ー木津間について複線化が未整備というような状況でございます。

このため、沿線の 4 府県及び 20 市町村で関西本線複線電化促進連盟を組織をいたしまして、J R 西日本に対しまして長年にわたり、亀山ー木津間の複線電化を求めてきたというところでございます。

一方で、特に亀山ー加茂間につきましては利用者の減少に歯どめがかからず、平成 28 年度までの 10 年間では利用者は約 4 分の 3 にまで減ってきたというような状況でございます。

こうした状況が続きますと、現在の運行本数の維持も難しいというのが J

R西日本の見解でございまして、このような現状を踏まえると複線電化の目標は堅持しつつも、まずは利用促進ですとか利用者の利便性の向上を図って、沿線の活性化につなげるべきだというふうに考えております。

このため、昨年度の要望からJR西日本への重点要望を関西本線（亀山ー加茂間）の運行本数の維持ですとかICカード利用可能エリアの拡大といった、利用者の利便性の維持、向上につながるものにするるとともに、利用促進に向けた協力、連携を呼びかけているところでございます。

また、今年度は関西本線複線電化促進連盟の規約を改正をいたしまして、活動目的に利用促進を明記いたしますとともに、60年間続きました関西本線複線電化促進連盟の名称についても変更をしていきたいというふうに考えております。

今後は、これまでの沿線での啓発活動や鉄道展の開催などの活動に加えまして、JR西日本が持っております媒体を活用して観光情報を発信するなど連携を強化し、近畿、北陸、中国方面などからの観光客の利用を促進していきたいというふうに考えています。

また、他府県の利用促進に向けた取組ですとかICカードに関する部分につきましても、最新の技術、動向などについても積極的に情報収集を図りまして、JR西日本への提案なり、要望活動に反映をさせてまいりたいというふうに考えております。

これからも関西本線の利用促進、活性化のため、関係府県、市町村、沿線地域、企業等と連携し、積極的に活動を展開してまいりたいと、こういうふうに考えております。

以上でございます。

〔7番 稲森稔尚議員登壇〕

○7番（稲森稔尚） 大変厳しい現状にあるというお話は何えましたが、4分の3になって落ち込んでいるということは、これからV字回復しかありませんので、本当に交通政策からまちづくりが始まるんだという、そういうマインドを持って沿線という一つの固まりを大事にして、地域の活性化も含めて

利用促進に取り組んでいていただきたいということと、観光客を中心にしたフォトコンテストとかこういうこと、これ最優秀作品です。

(パネルを示す)これが加太と柘植の間というふうに伺ったんですけども、観光客を中心とした啓発活動もされてきたかと思うんですけども、やっぱり週5回利用してくれる人に利用してもらうということが大事だと思いますので、県内の高校ですとか大学とか企業、そういうところを巻き込んだ、一緒に参画してもらうような利用促進や、この鉄道と一緒に、地域の鉄道を考えていくということもやっていただきたいなというふうに思います。

時間がないので次に行きます。

豊かな自然環境の保全についてということで、まず風力発電の問題からやっていきたいと思います。

(仮称) ウインドパーク布引北風力発電事業というのが伊賀市、亀山市、津市の3市にまたがる布引山地に40基の風車の建設を予定しています。既に青山高原一带を含めて90基の風力発電が設置をされているということで、(パネルを示す)これが地図なんですけれども、大体この辺、このあたりが名阪国道、ずっと走ってまして、この辺に計画をされていると。非常に急峻な山合いの場所に計画をされているということです。

私自身もこのようななれ親しんだ自然環境が破壊され、環境や防災、または健康にかかわる懸念を強くしているところです。この事業については亀山市長から容認することは難しいという市長意見が出され、地元の亀山市加太地区の半数以上に当たる皆さんが事業中止を求める署名を集めて、知事にも要望をされています。

そこで、この風力発電計画に対する知事の考え方や、この事業中止を求める要望をどのように受けとめているのか、考えをお聞かせください。

[鈴木英敬知事登壇]

○知事(鈴木英敬) 布引山地における風力発電計画に関する所見であります。

風力発電事業は、再生可能エネルギーの導入及び普及に資するものである一方、開発に当たっては自然環境との調和が重要であります。



議員から質問のこの事業は、国による環境影響評価の対象となっており、平成30年4月に環境影響評価方法書の手続が終了したという段階にあります。

環境影響評価の手続の中で、亀山市の地元住民の皆様などから、本年4月の亀山市長に対する反対署名の提出に続いて、5月には私、三重県知事宛てに4713人分の反対署名が提出され、超低周波音による健康被害や環境面、災害面から工事の実施を不安視する意見が寄せられていることを承知しております。

県としましては、従来から、環境影響評価の手続に際しては、環境への影響が極力低減されるよう知事意見を述べてまいりました。この事業につきましても、環境配慮書に対する知事意見として、事業の実施が想定される区域の市長からは、現時点では容認することは難しいとの意見が出されており、今後、対象事業実施区域を設定するに当たっては、あらかじめ関係する市等と十分な協議や情報共有を行うこと、個別的事項で述べる各項目に対する影響を回避、または十分に提言できない場合は、対象事業実施区域の見直し、及び基数の削減を含む事業計画の見直すこと等を述べ、方法書に対する意見の際には、地域住民等の理解を得られるよう丁寧に対応していくこと、関係市長からは水源の涵養及び土砂災害防止の観点から本事業区域の設定を再度検討することとの意見が提出されているため、関係市と情報共有を図るとともに、十分な協議を行い理解を得るよう努めることと述べ、関係市及び住民の皆様との十分なコミュニケーションを求めてまいりました。

今後、事業者は、環境影響評価準備書を作成することになります。県としましては、関係市の懸念や住民の皆様のご不安が払拭されるか否か、引き続き、事業内容について注視してまいります。

なお、関係市、住民の皆様等から寄せられた意見については、三重県環境影響評価委員会にも情報共有し、同委員会の審議結果も踏まえて、自然環境、健康被害、防災など多様な観点から、事業内容の見直しも含め適切に知事意見を述べることで、事業者が必要な環境配慮を行うよう促してまいります。

〔7番 稲森稔尚議員登壇〕

○7番（稲森稔尚） 環境影響評価の手續を慎重に進めていくという御答弁だったんですけども、残念ながら、この環境影響評価には住民の皆さんの声を具体的にどう反映していくかということが非常に乏しいというふうに思います。西場議員からも先日、お話があったように、知事の権限があろうが、なかろうが、本当に知事意見にも少しあったんですけども、この計画を検討するに当たって、自然環境を犠牲にしても、なお事業を実施する必要性があるかどうかという、こういう判断をやっぱりしていくべきだろうと思いますし、知事としても政治家としてのメッセージも発していただきたいというふうに思います。

（パネルを示す）そして、これは青山高原の非常に重要なエリアなんですけれども、何が言いたいかと言いますと、こういう大きな土砂崩れとか、これ青山高原ウインドファームの管理用道路なんですけれども、こういうことを繰り返しているわけなんです。つまり、災害のリスクの高いところこういう構造物を本当に幾つも建てていって、非常に災害のリスクもありますし、こういう自然環境を本当に犠牲にしているという、そういう懸念があります。本当にもうやり過ぎやと思うんですよ。もうおなかいっぱいやと思うんですよ。そういう県民の地元、皆さんの思いというのもぜひ重く受けとめていっていただきたいなと思います。

次に行きます。伊賀市の優良農地における無許可土砂採取なんですけれども、伊賀市に国営青蓮寺用水総合農地開発事業、予野団地というのがあります。

（パネルを示す）これが地図なんですけれども、12ヘクタールにわたる農地で、相当長期にわたって約70万立法メートルもの土砂が無許可で採取をされていました。ようやく県の是正指導を受けて農地の復元事業が行われようとしているところなんですけれども、このこと自体はいいことなんですけれども、優良農地への土砂搬入に伴う厳格な指導監督体制をどういうふうにしていくとか、多数の大型車両の通行など、地域への安全対策に対する懸念があります。

まず、この土砂採取はどのような法令にこれまで違反をしてきたのか、またなぜこの優良農地において、この土砂採取をとめることはできなかったのか、これまでの経緯も含めてお聞かせください。今後の復元事業に伴う土砂搬入においては、厳格な指導監督と地域の大型車両の通行など安全対策の課題についてどのように取り組んでいくかということも含めてお答えください。

〔岡村昌和農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（岡村昌和） 伊賀市の優良農地における無許可土砂採取について、何点かお尋ねをいただきましたので、順次、御答弁申し上げます。

まず、当該事案の概要ですが、農地において土砂採取を行う場合は、農地法に基づき、土砂採取を終了した後に農地に復元することを条件とした、農地の一時転用許可を受けるという必要があります。

当該事案は伊賀市予野地内におきまして、事業者がその農地法の一時的転用許可を受けずに土砂採取を行ったという事案でありまして、平成26年1月に伊賀市及び伊賀市農業委員会から県に報告があり、両者ととも現地を確認しまして状況を把握したというものであります。

この土砂採取の開始時期につきましては明確にはわかりませんが、当該区域内にありました養鶏場が廃業した平成21年以降に、本格的に土砂採取が行われたというふうに考えております。

また、当該地は名阪国道や主要幹線道路から直接見ることができないという場所にありまして、また周辺の農道等の交通量も少ないということから、違反行為の把握が遅れたというふうに考えております。

その後の対応でございます。違反行為を把握して以降は、伊賀市や伊賀市農業委員会、また県の関係部局と連携を図りながら、事業者を指導してきておりまして、現在、農地への復元を求めています。

事業者のほうからは、今後3年間で農地造成を行い、農地への復元が完了した場所から順次、桑やブルーベリーの栽培を開始する計画を確認しております。

また、造成に使用される土砂についてですが、当然のことながら農作物の

栽培に影響のないものが使用されるべきと考えておりました、工事期間中も定期的に、関係機関が連携して現地確認を行っていくということとしております。

次に、大型車両の運行についてでございますが、道路管理者であります伊賀市と安全対策や道路の養生、道路の保護でございますけれども、これにつきまして協議を行いながら計画を策定するよう事業者を指導しております、既に協議が行われているというふうにお聞きしております。

今後とも関係機関等と十分に連携を図りながら、適切な復元が行われるよう事業者への指導、現地確認を実施するとともに、復元工事に関する地元の不安に対しては、事業者が様々な機会を通じて工事内容等を丁寧に説明し、地元の理解を得るよう助言、指導してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔7番 稲森稔尚議員登壇〕

○7番（稲森稔尚） 東京ドーム半分以上の土砂が出ていっているんです。また、そういう量の土砂が入ってくるんです。余りにもうっかりし過ぎていると、もし今の御答弁のとおりであるならば、というふうに思います。本当に県には、この豊かな県土を守るという権限も使命もありますので、そういう厳格な取組もお願いしたいと思います。そういう計画に沿って行われているかということをしっかり監督をしていただきたいと、強く要望をしておきます。

それから、ダイバーシティ社会について行きたいと思います。

時間がないので、（パネルを示す）この2017年10月から12月にかけて男女共同参画センターフレンテみえで、これ、非常に画期的な、これだけの大きな規模で有効回答を得てという調査は画期的だというふうに聞いているんですけれども、高校2年生に関するアンケート調査を行いました。

ざっと見ますと、自分のことを非当事者という方が大体88.5%、この当事者と答えた10%の半分ぐらいがわからないと答えたらしいんですけど、そう

ということになっています。そして、こういう内容、特に気になったのは、学校には自分にとって安心できる場所があるかどうかという、当事者と非当事者のこの格差、そして正直、自分は幸せだと思うという非当事者と当事者との格差に大変ショックを受けました。このことについて特に教育委員会はどのようなふうにとめて、このことをどのようなふうにかかしていきますか。

〔廣田恵子教育長登壇〕

○教育長（廣田恵子） 平成29年にフレンテみえが実施した調査は、三重県としては生徒を対象にした初めての調査であり、男女のイメージ、いじめやかからかいの経験、体や心の性などについて、生徒が真摯に答えた貴重な調査と受けとめています。

各県立学校では、平成27年4月に文部科学省から出された、性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施に係る通知などを踏まえ、生徒の心情に配慮した対応を行っています。

具体的には、生徒からの相談を受け、組織的に対応して、自分が認識する性別に応じた制服の着用やトイレの利用の工夫、更衣の際の別室利用などを実施している学校もあります。

今後は、今回の調査結果を教職員にしっかりと認識されるように研修会等で周知し、各学校の実情に応じて、平成30年3月に発行した人権教育ガイドラインや性的マイノリティの人権に係る学習資料、一人ひとりが輝くためになどを用いて、多様な性のあり方についての正しい理解が進むよう、生徒の心に響く教育を進めます。

あわせて、学校全体で悩みのある生徒が相談しやすい環境づくりも進め、生徒が互いの違いを認め合い、自己肯定感を持って安心して学ぶことができる環境づくりに取り組んでまいります。

〔7番 稲森稔尚議員登壇〕

○7番（稲森稔尚） 今の高校生アンケートの調査結果を踏まえて、多様な子どもたちが存在しているということを前提にして、一つ一つ学校での取組を再点検していくという必要があると思います。性自認や性的思考、さらには

容姿や身体的特徴など、個人の尊厳を損なうような、長年、放置されてきたような、例えばですけれども、学校の校則について少し考えてみたいと思います。

一番わかりやすい具体例として、生徒に地毛証明書の提出を求めている学校は何校ありますか、それから全ての校則を拝見をさせていただきましたが、地毛証明書や服装にかかわることだけではなく、ある学校では異性との交際は保護者の了解を得ることなどという校則も残されています。LGBT当事者だけではなく、生徒一人ひとりを管理する対象と捉えて思考停止していると言わざるを得ません。先ほど教育長がおっしゃいました文部科学省の通知もあります。また、他県でも訴訟に発展するような法的なリスクがあるという、そういう問題も含まれています。学校任せにせず、教育委員会として関与が求められていると思いますが、いかがでしょうか。

○教育長（廣田恵子） 校則は、社会通念や社会規範を踏まえ、生徒が健全な学校生活を送り、よりよく成長していくための行動の指針として各学校で定められているものであり、生徒自身がその必要性や意義を理解することがまず大切です。社会情勢の変化などに応じて見直しを行う場合には、生徒が何らかの形で参画することは、そのこと自体が規範意識の醸成にもつながるものと考えます。

生徒主体の取組が生徒に自信を与える契機になり、自主的、自発的な行動につながり、学習や部活動で成果を上げるといった事例も報告されているので、このような好事例も情報提供しつつ、各学校の実情に応じて、生徒が校則を考える機会を設けるなどに取り組んでまいります。

〔7番 稲森稔尚議員登壇〕

○7番（稲森稔尚） 地毛証明書の発行は何校ありますか。

○教育長（廣田恵子） 平成29年10月30日時点での生徒指導課の調べでは、提出を求めているものについては21校ございます。

〔7番 稲森稔尚議員登壇〕

○7番（稲森稔尚） そのことも含めてさらに伺いますが、今、東京都文京区

や豊島区、千葉市、大阪市などでは、自治体の職員や教職員を対象にしたLGBT当事者に対する対応指針を策定しているという事例が多くあります。

今、学校でもいろんな好事例があったというお話もありましたので、そういう取組をぜひ参考にしながら、あるいは県職員もそういう経験というのはおありだと思いますので、そういう経験を集めながら、県としての対応指針というのをぜひ策定していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それから、様々な三重県では啓発活動や相談窓口の設置などにも取り組んでこられました。また、ダイバーシティの実現は三重県からという、そういう気概のもと、性自認や性的思考による差別を行ってはならないということを明確に打ち出すべきだと思います。LGBT差別解消のための条例制定も含めて検討すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

**○知事（鈴木英敬）** 条例の部分だけ先に私が答弁させていただきます。

今、議員から御紹介いただきましたように、昨年策定したダイバーシティみえ推進方針なども含めて、庁内横断体制をとって、東京都が条例で規定しようとしている趣旨や取組などの一部内容を含め具体的に実施しております。今後も様々な主体と連携し、まずはこれらの取組をしっかりと進めていくというふうに思っておりますけれども、他方、条例というのはやはり目指すべき理念の実現に向けて、例えば国、県、市町の役割分担をちゃんと明確にしたり、あるいは計画的に政策を実行していくための根拠を規定したりという観点で、条例を制定するというのは有意義なものであるというように考えております。

このため、今後、当事者の方、あるいは支援者の方々などから、そういう考え方等についてよく御意見をお聞きしながら、都の条例案も含めて改めてしっかりと研究検討していきたいというふうに考えています。

**○環境生活部長（井戸畑真之）** それでは、東京都文京区のような対応指針についての考え方でございます。

県としても、いろいろマイノリティの人々への偏見、差別をなくすための研修などやっておりますけれども、例えば先月開催いたしました職員向けの

研修では、職場でのLGBT理解促進に積極的に取り組まれている講師の方に来ていただきまして、企業における先進的な取組について勉強したところでございます。

また、県といたしましては、必ず職員の中にも当事者が含まれているという観点から、職員の意識醸成や職場の風土、環境づくりなどの整備をできるところから進めていくとともに、職員が県民の皆さんに適切な対応をすることが非常に大事だと考えております。

こうしたことから職員向けの対応マニュアルを作成することつきましても有用だと考えておりまして、関係部と相談しながら、文京区の事例等も参考に検討を進めてまいりたいと考えております。

〔7番 稲森稔尚議員登壇〕

○7番（稲森稔尚）　たくさん啓発に取り組まれると思いますけれども、その啓発に対する評価というのは必ずやってほしいなど。ダイバーシティの浸透がどうだとかLGBTの子たちがどういう思いでいるか、それが啓発によってどういうふうに移してきたと、こういうアンケート調査なり、そういう対応というのは、これからも続けていってほしい、継続的にやっていってほしいなと思います。条例は時間がかかるかもしれませんが、ここから空気を一緒に変えていけたらいいなと思っていますので期待しています。よろしくお願ひいたします。

終わります。（拍手）

休

憩

○議長（前田剛志）　暫時休憩いたします。

午後0時5分休憩

---

午後1時2分開議



## 開 議

○副議長（前野和美） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 質 問

○副議長（前野和美） 県政に対する質問を継続いたします。9番 下野幸助議員。

〔9番 下野幸助議員登壇・拍手〕

○9番（下野幸助） 皆さん、こんにちは。鈴鹿市選出、新政みえの下野幸助です。お昼どき、ちょっと一服感があるかと思えますけども、声を大きくして質問させていただきたいと思えます。2期目、8年目ということで、恐らく2期目、私、任期中の最後の一般質問ということになりますけども、今回も県民目線で基本的な視点から質問させていただきたいと思えますので、よろしく願いをいたします。

それでは、早速、議長のお許しを得ましたので、通告書に従いまして4項目、質問をさせていただきます。

まず最初に、私の県政課題のライフワークでもあります人口減少対策についてお尋ねをいたします。

三重県の人口減少については何回も質問させていただいてますけども、県の最大の課題という認識もありますし、根幹にかかわることですので、今回、大きく自然減、社会減双方の事業について質問させていただきたいと思えます。

まず、テレビを見ている皆様とともに確認をさせていただきたいと思えますけども、三重県の人口についてのフリップでございます。

（パネルを示す）今の県の人口は、4月現在で179.1万人というところでございます。そして、人口減少については緑の左側の表のどこなんですけども、3年間の実績、どういう減り方をしているのかと、2014年、15年、16年の減り方につきましては、自然減、社会減、二つの側面がありますけども、一つ目の自然減少は出生数と死亡数の差でございます。2014年が5798人、2015年

が6189人、2016年が6628人ということでございます。社会減については、進学、就職、転職等の引っ越しによる転入と転出の差でございまして、2014年が2839人、2015年が4218人、2016年が3597人ということになってます。

合計いたしますと、毎年1万人ぐらい、1万人強ですね。これから三重県が人口減少に入っているというところでございます。

まず、自然減対策についてお話をさせていただきたいと思います。先ほど大体6000人ぐらい減っていったというお話をさせていただきましたけども、生まれてくる赤ちゃん、亡くなる方の差でございます。死亡数の低減に関連いたしましては二つ目の項で健康マイレージを質問させていただきたいと思いますが、この場に関しましては妊娠、出産、子育ての支援の面でお伺いをしたいと思います。

まず、県の不妊に関する支援についてお尋ねをいたします。不妊に悩む家族は年々増加をしており、不妊に関する相談件数も軒並み増えているということでお伺いをしております。

(パネルを示す) もう一枚、フリップをごらんいただきますと、これが県の不妊に悩む家族への支援の概要でございまして、特定不妊治療の助成金をはじめ、いろいろな助成金をやっておりますけども、つまるところ、右下の棒グラフですけども、平成16年3000万円程度の助成金が13年経った平成29年で4億円と、13年間で13倍というのが今の不妊の助成金の動向でございます。

三重県においては、不妊の理由は知事自ら男性にも原因があるんだということもはっきりと発信をしていただいております、男性の不妊手当も全国1位、知事、決めていただきました。このことに関しては感謝を申し上げたいと思います。

また、女性の不妊治療に関しましても、県費で上積みしていただいているということもございまして、その点もありがとうございます。

一方で、県民の皆様からお声を聞くと、この不妊治療の体制あるいは助成金のことをまだ御存じでない、もしくは病院で初めて、病院ではいろいろ説

明がありますからね、初めて知ったということでございますので、まず広報についての強化策についてお尋ねをしたいと思います。

それからもう1点は、県でも助成金の支援をしていただけてはいますが、所得制限が厳しくて県のほうは世帯で400万円未満ということで、(パネルを示す) もう一回、2枚目のフリップを見ていただくと、③のところに夫婦合算所得400万円未満は支援をしますということで書いてございますけども、夫婦合算で400万円という、例えば、県のほうでもお給料、ちょっと調べてもらって年収ベースで聞くと、大卒10年働いた33歳の公務員御夫婦だと、まづもらえないという状況でございます。これも家庭環境が本当に厳しい貧困対策、低所得者対策にとどまっているというのが現状かなと思っております。

市町のほうでは、これにかさ上げして所得制限等撤廃をしているところもありますし、児童手当、730万円基準でやっているところがほとんどというか、市町はそうしている状況でございますけど、県は厳しい所得制限ということでございまして、この点に関しましてもお尋ねをしたいと思います。

一番大切なことは、知事もおっしゃってますけども、本当に子どもが欲しくて悩んでいる、不妊の治療でやっている方を支援していくというのが大前提だということでございますので、自然減少対策も加味をして、しっかりとこの所得制限のほうも考えていただきたいと思っております。

それから、3点目につきましては、子育て部分から質問させていただきますけども、保育士キャリアアップ制度の件でございます。安倍総理が保育士の給料を上げるんだ、4万円上げるんだということを一時期、マスコミでは話題になった保育士の関係でございますけども、(パネルを示す) 保育士のこの状況を見てみますと、平均賃金とここでは平均年齢、勤続年数の表でございます。お給料42位の280万円程度ということ、そして勤続年数も6年ということで、全国の7.7に比べて6.1で、6年ぐらいで保育士は平均的には辞められる、何らかの理由で辞められるという状況でございます。

保育士の現場レベルで聞くと、先ほどの保育士等キャリアアップ制度はうれしいものの、なかなか全ての方が対象ではないということと、県でも国の

ほうに御意見を言うていただいていると思いますけども、保育士の改めでの処遇改善等に関してもお伺いをしたいと思います。

以上、よろしく願いをいたします。

〔田中 功 子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（田中 功） それでは、人口自然減対策につきまして3点御質問いただきました。順次、お答え申し上げます。

まず、不妊治療の助成制度でございますけれども、不妊治療費につきましては、国補事業の特定不妊治療であります体外受精と顕微授精を受けられた御夫婦に対して、治療1回につき初回は30万、2回目以降は15万円を上限に助成を行っております。また、男性不妊治療を行った場合には、1回につき15万円を上限に助成しております。

さらに、所得の低い御夫婦におきましては経済的負担が依然として大きいことから、県単補助事業としまして夫婦合算所得、控除等を差し引いた課税所得でございますけれども、400万円未満の方を対象に、国庫補助への上乗せ助成、第2子以降の特定不妊治療に対する助成回数の追加、一般不妊治療費への助成、不育症治療費の助成、それらを行います市町に対し、費用の一部を補助しているところでございます。

なお、平成30年1月の他府県調査によりますと、不妊治療の上乗せ助成は16都府県、助成回数の拡大は11道府県が実施しておりますが、東海4県の中では本県のみとなっております。

また、現在は国補事業でございますけれども、男性不妊治療の助成は、平成26年度に本県が全国に先駆けて開始しており、子どもを持ちたい夫婦への支援に積極的に取り組んできたところでございます。

今後も厳しい財政状況ではございますけれども、経済的負担で子どもをあきらめることがないように、所得の低い方々への支援を引き続き行っていきたいと考えております。

次に、これら助成事業の周知についてでございますけれども、周知につきましては多くの方に不妊治療費助成事業を活用していただけるよう、毎年、

産婦人科医療機関、市町、保健所に事業のリーフレットやカードの配布、ポスター掲示を依頼し、周知に努めているところです。

加えて、県政チャンネル放送であるとか新聞広告の活用、母子関係の情報誌への掲載、講演会などでの制度紹介などを行っているところです。

さらに、不妊専門相談センターを開設し、不妊に悩む御夫婦からの相談に丁寧に対応するとともに、助成制度の案内を行っております。

今後とも、様々な機会を捉えて必要とする方に情報が行き届きますよう、周知を図っていききたいと思います。

次に、保育士の確保のための処遇改善に向けた取組でございますけれども、国は、昨年度発表しました子育て安心プランにおきまして、2020年度末までに約32万人分の保育の受け皿整備を行い、待機児童を解消するとしています。

受け皿の整備に当たっては、保育所などの施設整備と合わせて、保育士の確保が喫緊の課題であると考えております。

県では、これまでも、新任保育士の就労継続支援研修や管理者、経営者に対するマネジメント研修、指定保育士養成施設の学生に対する修学資金貸付事業、潜在保育士に対する現場復帰支援研修など、様々な取組を実施してきましたが、依然として保育士が不足している状況でございます。

保育士の確保を困難にしている大きな要因の一つとして、全産業の平均月収との差が約10万円とされる賃金の低さが考えられます。

県では、昨年度国が構築しました保育士処遇改善の仕組みにおいて、その受給要件とされますキャリアアップ研修を今年度からスタートし、研修受講の経過措置期間であります2021年度末までの4年間で、約1万人が受講できるよう計画的に進め、処遇改善とあわせて保育の質の向上も努めていきます。

なお、研修実施に当たりましては、県内複数地域での開催であるとか土日開催、また既存の研修のうち、国の研修ガイドラインに沿ったものを積極的にキャリアアップ研修として指定するなど、より多くの方の処遇改善につながるよう計画してまいります。

同時に、現場の保育士が安心して研修に参加できるようにするためには、

代替職員の配置が重要であると考えております。

現在の保育所に対する運営費の基準単価には、保育士一人当たり年3日分の代替職員にかかる経費が含まれているところですが、十分な研修受講の機会を確保するためには、年間を通じた非常勤保育士などの配置が必要と考えております。

これまでも国へ要望してきたところですが、引き続き、研修に参加しやすい環境づくりへの一層の支援を国へ要望してまいります。

また、今年度は三重県で保育士登録を行っている潜在保育士、約1万1000人みえますが、その方々に対してアンケート調査を行い、就労意向のある方に対しては、福祉人材センターへの登録を促すとともに、地域の求人情報を発信するなどして、就労へつなげていきたいと考えております。

今後とも保育士の方々が働きやすい環境を整備すべく、様々な取組を進めてまいります。

以上でございます。

〔9番 下野幸助議員登壇〕

○9番（下野幸助） 御答弁ありがとうございました。広報については、いろんなところでしていただいているということでもございますけども、引き続ききめ細やかなアナウンスをしていただきたいと思います。実は私、今年で42歳なんですけども、ちょうど同級生ぐらいは、この不妊治療が最終の年でございまして、43歳になったら受けられないということで、年齢についてもきめ細やかな情報提供のほう、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、一番気になったのは、保育士はやっぱ先ほど部長答弁あったように、他職種と10万円以上差があるということ、一方でキャリアアップ制度も頑張ってやっていますということなんですけども、三重県、もっと頑張らないと先ほどお示ししたりとおり、280万円、42位ですから、他県と同じ汗をかいたらまだまだ足りない状況でございまして。現場の保育士も行きたいけど、なかなか代替がないとか、今年は土日が多いわけでもございまして、そういったところの改善策もぜひ取り入れていただきたいと思います。

す。

それでは、もう1点の社会減対策のお話をさせていただきたいと思います。

(パネルを示す) もう一度、フリップを見ていただくと、社会減のほうはここに書いてありますとおり、②のところで2016年3597人と書いてある部分なんですけども、実は2017年度の最新情報もこの前、聞いたら出ておりました、4063人ということになってました。ざっくり自然減が6000人、社会減が4000人という部分でございすけども、4063人というのは差し引き見ると、入ってくる転入者が2万5633人、出ていく転出者が2万9696人というところでございすし、地域別で見ると北中部が2295人、56%、南部が1768人、44%ということになってます。毎年、4000人ぐらいの社会減というのは、私はすごい大きな課題というふうに認識をしております。

そこで、三重県もまち・ひと・しごと創生総合戦略で目標設定をさせていただいています。平成26年度にその基準を3000人をベースに目標を掲げて、平成26年度3000人スタートで、5年後の平成31年度に1600人にするという目標を掲げていただいています。5年間、280人、毎年減らして、280掛ける5で1400減らして1600人にするというのが県の目標設定でございすけども、現実、先ほどお示ししたとおり、3000人からなかなか減るどころか増える一方の悪化の一途をたどっているというところでございす。

一番大切なのは、この目標設定をつかさどる事業なのでKPIが掲げられていすけども、このKPIが実は27項目あって16項目はクリアされているんですね。何が言いたいかという、このKPIの指標って、社会減に直接的に関係する設定値になっているのかなという疑問があります。知事がおっしゃいますけど、ホームラン的なことは難しい、この社会減対策ではございすけども、一方でこのKPIの設定の仕方についてどのようにお考えなのかを質問させていただきたいと思ひますし、もう1点は、3月の総括質疑で私がこの社会減対策を質問したときに、部局横断的に知事、協議会つくりますと言っていたいただきました。この中での社会減に対する方向性、危機感の共有、各部がKPIをクリアすれば、それでいいのではなくて、クリアしてても結果

的には、この3000人から4000人に向かってまだ増えている状況でございますので、その目標設定と協議会の方向性、2点お伺いします。

〔西城昭二戦略企画部長登壇〕

○戦略企画部長（西城昭二） 人口減少対策の社会減対策について、2点、お答えをいたします。

まず、若者県内定着緊急対策会議についてでございます。

議員からも紹介いただきましたように、本県では施策を総動員して人口の県外への流出抑制と県内への流入促進に取り組んでまいりましたが、転出超過の改善は依然として進んでおりませんでして、特に進学や就職に伴います15歳から29歳の若者の転出超過数、これが転出超過全体の約8割を占めているという状況が続いております。

このため、若者の県内定着に向けた取組を各部局が連携し、様々な主体とともに、危機感を持って進めるために、庁内15の課の職員からなります若者県内定着緊急対策会議を4月26日に立ち上げました。

この会議におきましては、若者の意識やニーズを把握し共有する連携方法など取組の進め方を改めて見直す、新たに必要な取組を検討するという三つの観点から検討を進めております。

まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけ、これまで各部局で進めてきた取組につきましても、若者の県内定着対策として相乗効果を発揮できますように改めて見直しを図り、できることから速やかに今後の取組に反映させたいと考えております。また中長期的な課題につきましても、来年度以降の方向性も提示してまいりたいと考えております。

次に、社会減対策のK P Iについてでございます。

議員から紹介いただきましたように、現時点で判明している26の指標のうちで16の指標が目標を達成しております。また、それに加えて五つほどの指標で達成にほぼ近いような状態となっておりまして、達成状況というものの数値であらわしますと、合わせて21指標が0.85以上ということで、おおむね達成しているという状況でございます。



こういったことから社会減対策についての県として取組は一定進んだものというふうに評価しておりますけれども、実現すべき成果の数値目標として掲げました転出超過数、こちらについてはこの3年間、御指摘のように改善が進んでおらず、目標としておりました最終年度での1600人には非常に差があるという状況でございます。

県版総合戦略のこうした検証結果につきましては、ちょうど今検証レポートの案というものを作成をいたしまして、先週開催いたしました検証部会に続きまして、明日開催する三重県地方創生会議で、各界を代表する有識者の方々に御議論いただくこととしております。

創生会議や県議会の皆様からいただいた御意見を踏まえ、検証レポートの成案を取りまとめるとともに、対策会議にもフィードバックをして若者の県内定着、あるいは社会減対策の成果の実現につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔9番 下野幸助議員登壇〕

○9番（下野幸助） 答弁ありがとうございます。

西城部長は今K P I 26項目中、16項目がクリアできて一定の評価はできるという答弁があったんですけど、そのK P I が社会減対策として、僕から考えると評価できるのかなという疑問はあります。社会減を食いとめるための重要項目ですから、それが項目が26あって16できてますと言われても、現実には3000人から一向に減少がされてない部分でございますので、今一度、K P I の中身ですね。そこをしっかりと吟味をしていただきたいと思います。

最後に知事に、済みませんが、人口減少対策の総論、自然減、社会減総論といたしまして、自然減対策としては低所得貧困対策にとどめることなく県の事業課題として認識してほしいですし、社会減対策は先ほど言いましたとおり、若者中心に取り組んでいていただきたいと思いますけれども、改めてこの危機感、今後の取組についてお尋ねをいたします。

○知事（鈴木英敬） 人口減少についての意気込みということで、まさに下野

議員御指摘のとおり、この人口減少、この三重県が、この地域が発展していけるか否かの根幹部分の大変重要なことであるというふうに思っていますので、県ももとより市町あるいは企業の皆さん、大学の皆さんとか多くの皆さんに当事者意識と危機感を持ってもらいながら進めていきたいと思えます。

自然減対策については、この平成26年度から力を入れてやってきて、合計特殊出生率や理想とする子どもの数、トレンドとしては上がっていますが、合計特殊出生率、ちょっと下がったりしているところもありますので、あらゆる施策を効率的な、効果的な施策を探求し、その改善に努めていきたいと思えます。

先ほどありました保育士の待遇改善などにつきましても、ちょうど私も1週間前に紀北町の保育園の先生方とお話をして、まさに処遇改善のお話をいただいたところでもありますので、今日、実はこの議会の前に担当の次長に、この原因分析と今後についてしっかりと検討するように指示したところでもありますので、しっかりやっていきたいと思えます。

社会減につきましても、まさに転入減が多くて社会減、転出超過になっているんですけど、その転入減をよく見ると、30歳から44歳とゼロ歳から14歳の転入が減になっているので、つまり子育て世代、働き盛り世代の転入が減になっているというのは、自然減にも影響するところでもありますので、こういう人たちが魅力的に感じる働く場、学ぶ場、暮らす場というのをしっかりつくっていくべく取り組んでいきたいと思えます。

〔9番 下野幸助議員登壇〕

○9番（下野幸助） 知事、前向きな答弁ありがとうございました。保育士の環境についても触れていただきまして、ありがとうございます。40何位と聞くと私、前の障がい者雇用率を思い出して、本当に知事、一生懸命やっただいて全国2位の伸び率で障がい者雇用も改善している状況でございます。この保育士の環境についても知事のリーダーシップを発揮していただき、改善をしていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

一つ目の質問を終わらせていただきます。

続きまして、二つ目の三重とこわか健康マイレージ事業についてお尋ねをいたします。午前中に公明党の山内議員が質問されましたので、私のほうからは、この事業の推進体制を中心にお伺いをさせていただきたいと思います。

三重とこわか健康マイレージについては、今年度4月から県民の皆様の健康づくりを社会全体で応援していくんだということで開始をされております。

29市町全部で足並みをそろえてというのは、なかなか難しいところがございますけれども、私が聞いているところだと、菰野町、明和町、玉城町、伊勢市、伊賀市、尾鷲市、熊野市、4市3町ではもう既に始まっていると聞いておりますし、私の地元鈴鹿市では来月7月2日からスタートすると聞いております。

いろいろなやり方があるかと思うんですけども、この健康マイレージも継続性が大事なかなというふうに思ってます。健康寿命の延伸、心身の健康の向上を目指すために、各県も健康マイレージをやってますけれども、埼玉県の事例をちょっと紹介させていただきますと、ITを活用して、執行部の方、御存じの方いらっしゃると思うんですけども、ドコモと連携をしてITで管理をしていくということ、そしてゲーム性を持たせて継続性を持たせるということがございます。

ここで推進のために私がお伺いしたいのは2点でございますけれども、一つは、これ全市町で導入、29市町、いつぐらいまでに県としては足並みをそろえていきたいかという目標、あるいはたまったマイレージをマイレージ取組協力店があるかと思うんですけども、これをどのように普及をさせていくのかについて。済みません、3点あります。もう1点は、健康マイレージをやるのはいいんですけども、指標をどのような形で考えていらっしゃるのか、以上3点をお伺いをしたいと思います。

〔福井敏人医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（福井敏人） 三重とこわか健康マイレージ事業への市町の参加など、推進体制についてお答えをいたします。

三重とこわか健康マイレージ事業は、三重の健康づくり基本計画の目標で

ございます健康寿命の延伸を目指しまして、県民の皆さんの健康づくりを社会全体で応援する環境づくりを進めるための事業でございます。県民の皆さんが、生涯を通じて主体的に健康づくりに取り組むことができるよう、市町と連携をして、そのきっかけを提供して、県内全域で取組が継続されるよう進めていきたいと考えております。

今、議員のほうからも御紹介がございましたが、一部の市町においては事業が実施されているところでございますが、市町の事業で一定のポイントを獲得した方に三重とこわか健康応援カードというものを交付することによって、市町の事業を県の事業に連動させようというふうに思っています。実施をまだしていない市町につきましては、先行する市町の取組について情報共有を行いたいと思っておりますし、またこうした取組が実は国民健康保険制度改革で保険者努力支援制度というのができました。これの対象になると。国から交付金も支給されるというようなことも、健康づくりの部署と例えば国民健康保険の部署は市町によって違う部署がやっているところもありますので、そうしたこともあわせてきめ細かな支援を行うことによって、いつからというお話でございましたが、一生懸命取り組ませていただきますので、できるだけ早期に全市町が県事業への参加ができるように取り組んでいきたいと思っております。

それから、マイレージ取組協力店をどうやって増やしていくのかということですが、ここはやはり王道はないと思っておりますので、我々が汗をかき、靴を減らしてしっかりと取り組むと、こういうことに尽きるというふうに思っております。

指標については、今後さらに、今年、制度を始まるとしても、これ、継続的にやっていこうと思っておりますので、一步一步前進をしていきたいというふうに思っています。

以上です。

〔9番 下野幸助議員登壇〕

○9番（下野幸助） 御答弁ありがとうございました。協力店については汗を

かきながら一つ一つというのは、それが原点だと思いますし、そうは言っても三重県広範でございますので、関係する部分と連携をして、広がりを持たば県民の皆さんは、あそこでも使える、ここでも使えるとなってくるので、しっかりとさせていただきたいと思います。

最後の指標についてはまだというところだったと思うんですけども、各都道府県を見てみると、健康診断の受診率であったり、医療費の低減であったり、これが直接健康マイレージと起因するのかわかりませんが、ある一定の部分で指標は、これも県がやることですので、設けていただいて、そしてその改善に取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。特に健康に余り関心のない20代から50代というのが大変これがポイントだというふうにも聞いてますので、そのところも注力をしていただけますようお願いを申し上げまして、二つ目の質問を終了させていただきます。

続きまして、3点目の三重県の福祉医療費助成制度の点について質問させていただきます。

この質問に関しまして、午前中に大志の倉本議員から御紹介がありましたけども、多くの県民、保護者の皆様からのニーズがありますので、再度、質問をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。この質問も実は私、昨年9月に部長や知事にもさせていただきました。

そのときの話を少しさせていただくんですけども、昨年9月にしたときは、私、ゼロ歳から6歳、この場で医療費無料、窓口お願ひしますと言ったときに、当時の部長は、議事録を見てもゼロ歳から4歳が国民医療費が一番高いんで、ゼロ歳から4歳で検討していますみたいなお話されておまして、何でゼロから4なんですかと聞いたら、国民医療費、厚生労働省の対象年齢別が5歳刻みでしかないのというお話をしとったわけですけども、私からすると、現場の子どもたちからすると、やっぱり未就学という一つの区切りじゃないんですかと、そんなやりとりをした中で、この4月からはゼロ歳から6歳でスタートをしていただいたということになります。スター

トしていただいたという点につきましては、本当に感謝を申し上げたいと思います。

ただ一方で、児童扶養手当つきなんです。ここが大きなみそでございまして、先ほどの不妊の話でもないですけども、なかなか児童扶養手当となりますと、大変ハードルが、受けられる子どもさんが少ないわけございまして、2017年の12月12日の朝日新聞、これ、当時の県議会の健康福祉病院常任委員会の報告が載っておったわけですけども、児童扶養手当の対象にすると、7%程度の子どもたちが対象となるというような記事が出てました。

一方で、津市や四日市市や鈴鹿市や各市町に聞くと、この子どもの医療費は低所得だけではなくて、子ども医療費は全体で子どもたち全員をフォローしていくんだということで、所得制限700万円程度の児童手当として各市町は自前でやっているというところございまして。

ちょっと言葉で言うのもあれなんで、整理をさせていただいたのが、この4枚目の資料なんですけども、ゼロ歳から6歳の子どもの医療費、児童手当、所得制限、あり、なしと窓口無料をやっている、やる予定のところとまだ償還払い、もしくは窓口無料検討中を分けた図でございまして。簡単に言いますと、29市町あって左側の15の市町が窓口無料を実施する、もしくは予定している部分でございまして。鈴鹿市が3歳児までで先頭を切って2017年の4月にやっておりますけども、そしてこの4月からは四日市市、名張市、そしてこの9月からは津市、伊勢市、志摩市、度会町が所得制限で一番上ですね、左上のところで行われるというところございまして。

一方で所得制限なしでやっているんだというところも左下、伊賀市、川越町とかこの9月から亀山市、鳥羽市、朝日町、玉城町、大紀町、南伊勢町でやっていらっしゃるという部分でございまして。

この子どもの医療費は知事、いつもおっしゃるように、後戻りできない重要な政策でございまして、一方で子どもというのは、先ほどの自然減じゃないですけども、この三重県の未来を担う子どもたちですから大切に、健康に育てていっていただかなければならないという部分でございまして。

そこで二つお伺いをしたいんですけども、一つは、先ほど申し上げたとおり、各市町の子ども医療費の政策が所得制限あり、なしとか窓口無料あり、なしとかいろいろばらつきが出てきてますけども、県としてはどのように思われているのかということでございます。

それからもう1点は、先ほど言いましたように、県では児童扶養手当、カバーする子どもたちが非常に少ないわけでございますけども、県全体で子ども医療、基本的な家庭をも対象に引き上げていくこと、つまりは貧困対策からもう一歩、踏み出して、市町同様に児童手当まで引き上げることにに関して、各市町も要望されていますけども、どのように思われるか、以上2点、お伺いをさせていただきます。

〔福井敏人医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（福井敏人） 子ども医療費助成の窓口無料化における所得制限と、それから窓口無料化の市町の実施時期など、ばらつきと申しますか、様々な差についてお答えを申し上げます。

本県の子ども医療費助成制度は、対象を小学校6年生までとし、医療費の自己負担分を窓口で支払った後、2カ月程度で、一部自己負担もなく、その全額が自動償還される仕組みとなっています。

その結果、子ども一人当たりの助成額の比較では、全国で4番目に高い水準となっており、子育て支援に対する本県の姿勢をあらわしているものと考えております。

このような中、子ども医療費助成制度は、子どもの医療にかかわる大事な制度でありまして、いつも申し上げているということでございますが、一度導入して財政状況が悪化したからやめるというわけにはいかず、持続可能な制度運営ができるようにすべきことや、国民健康保険財政に与える影響等も十分に考慮しながら、昨年度、窓口無料化についての検討を市町と重ねてまいりました。

また、その検討状況を各定例会議の常任委員会場で説明を行い、御議論をいただきました。

これらを踏まえ慎重に検討を行った結果、窓口無料化の導入目的を、医療機関での一時的な窓口負担も困難な家庭の子どもが、より安心して医療を受けられるよう、セーフティネットの拡充とし、補助の対象をゼロ歳から6歳までの子どものうち、児童扶養手当の所得制限基準を適用した家庭としたところでございます。

次に、窓口無料化の市町の導入時期等についてでございますが、窓口無料化につきましては、県の補助制度を上回って独自の判断で既に実施がされているところや、現在準備中のところ、検討中のところなど、市町において様々でございます。

県といたしましては、今回、補助対象としたセーフティネット対策としての窓口無料化については、全市町で行われることが望ましいと考えておりますが、福祉医療費助成制度は、あくまでも市町が実施主体でございますので、実施の時期などについては各市町の判断を尊重したいと考えております。

今回の補助制度の拡充により、子どもたちが家庭の経済状況にかかわらず、必要な医療を安心して受けられるよう、県としてしっかり準備を進めまして、市町を支援していきたいと思っております。

以上でございます。

〔9番 下野幸助議員登壇〕

○9番（下野幸助） 答弁、ありがとうございます。

一つ目のセーフティネットという部分で県は支えていくという部分は、初期の段階ではもちろん理解ができるんですけども、私たちもいろいろな子育て世代のお母さん方に聞くと、やはり窓口無料というニーズが高まっているというのは間違いがないというふうに思っています。県は児童扶養手当の部分がセーフティネットというふうにおっしゃいますけども、その上積みの部分は各市町でやってくださいと言ってますけども、市町からすると子どもの医療が全体でカバーできて、初めて本当の意味での子どもたちのセーフティネットになるんだという言い方をされている方もいらっしゃいます。

なかなか一気に児童扶養手当から児童手当というふうにはいきませんが



も、だけでも、自然減少が進む中、やはり、県内でのばらつきが私はこれからさらに出てきてもまずいかなというふうに思っています。いつも、この窓口無料化に踏み込むときで、県がそろばんをはじくときに、2割、3割増えるから困るということを言われるんですけども、実は、この1年前も話をしたときに、県が導入したら3割ぐらい見込んでかなあかなというふうに言われたわけでございますけども、昨年、1年間、鈴鹿市は先行していますから、昨年1年間の鈴鹿市のゼロ歳から3歳の増加率を聞いてみますと5.1%ということでした。30%も行ってません。

これはどういう要因で増えたかはわかりませんが、結果としては5.1%しか増えてなかったということでございます。余りにも県がそろばんをはじくときに、安全性というのはわかりますけども、そうは言っても子どもたちの安全安心という部分も踏まえて、三重県のどこで育っても子どもたちが公平な医療サービスが受けられるように、前向きに取り組んでいただきたいと思えます。

この点につきましても知事、済みませんが、お伺いをさせていただきたいと思えます。一朝一夕にはいかないと思うんですけど、今一步、前に踏み込むような御検討をしていただくようお願いをしたいと思いますけども、御答弁、よろしくお願いを申し上げます。

○知事（鈴木英敬） 子ども医療費の窓口無料化について、子育ての支援の観点からもということでもありますけども、今の段階は、それぞれまだスタートしてない市町もあり、それから先ほど鈴鹿市5%とおっしゃいましたけど、実は前年がインフルエンザでそもそも医療費全体が高い年なので、その前年から比べると10%は超えているんですよ。なので、その3割と言っているのは他県が実施したときのものを参考にしているので、そういう影響もまだ利用状況が、先ほどの不妊治療の話じゃないですけども、まだ御存じでない方もいらっしゃるかもしれない中でのそういうことですので、まだスタートしてない市町もある、これから利用状況もしっかり見ていかなければならない、そういう段階であろうというふうに思っております。

いずれにしても、昨年末、県議会の場でも、あるいは市町との検討会でもしっかりと議論させていただいたものですから、まずこれが円滑にスムーズにスタートできるように市町を支援するというのが、現在の段階であるというふうに思います。

〔9番 下野幸助議員登壇〕

○9番(下野幸助) 冒頭、私、5.1と言ったのは今年の事情を加味してなかったもので失礼いたしました。

ただ一方で、窓口無料をやっている地域もあれば、やってない地域もあるということで、もう少し県としては様子を見られるのかなというふうに思いますけども、全体としては15の市町が窓口無料を実施することになってますし、午前中に倉本議員が子ども食堂の質問をしたときに、知事が子どもが受けるサービスは地域によって格差が出てはいけないというのに私、ぴんと来て、子どもの医療費もそうなのかなというふうに思いました。一緒にするなと思われるかもしれませんが。一緒かなというふうに思いましたので、県のどこで育てても子どもたちが元気で生活をしていただくということが大前提だと思いますので、前向きに今後も検討をしていただきたいと思います。3割は増えないと思いますので、ぜひ前向きな御検討をお願いして、この項を終了させていただきたいと思います。ありがとうございます。

それでは、最後の4点目に移らせていただきたいと思います。首都圏営業拠点三重テラスの第2ステージについてお尋ねをいたします。

平成25年9月にオープンした三重テラスは、平成25年度から29年度の第1ステージを無事終えました。オープンから今のところ、4年10カ月がたち、間もなく5周年ということになります。

オープンのときには、知事が伊勢商人のいでたちでまたたび姿で登場して、三重テラス、お願いしまっせと言っていたのを今も覚えております。

その三重テラスも、平成27年7月には100万人、平成28年11月には200万人、そして本年の5月17日に300万人と順調に推移をきてきています。2016年、特に伊勢志摩サミットの影響があって、1年間で74万人も入っていただいたと

いうこととでございます。昨年はちょっとその反動もあって、1割減少の67万人ということとあります。

今年度、この4月から第2ステージが始まったということとでございます。第1ステージで積み重ねてきた実績に加え、質的にも知事がステップアップしたいというふうにおっしゃってました。

私も4月に三重テラスを視察させていただきまして、SUZUKAから始まるモータースポーツアート展というのを見学をさせていただきまして、現場の職員とも意見交換をさせていただきましたけれども、特に女性50代、60代、リピーターが増えているということとでございます。そういった分析もしていただいて、これからさらに発展をしていってほしいかと思えます。

第2ステージにおいては四つの柱で展開をしていくというふう聞いています。一つ目が三重テラスをブラッシュアップして魅力をアップしていくんだということ、二つ目が販路拡大ということで、さらなる販路を拡大して、営業を活発化にしていくということ、そして三つ目が情報発信ということで、SNS等を一層活用した情報発信、海外にも向けて発信をしていくということとあります。そして、四つ目がネットワークの強化ということとでございます。

これらの四つの柱を機軸に、さらにこの5年間、第2ステージやっていくわけとございますけれども、この三重テラスのあるべき姿というのをお尋ねをしたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

〔村上 亘雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（村上 亘） 三重テラスの第2ステージに当たっての具体的な取組と、それから今後の三重テラスのあるべき姿についてのお尋ねでございます。

今年度からスタートをいたしました三重テラスの運営第2ステージ、今年度から2022年度の5年間とございますけれども、これまで4年6カ月の第1ステージの運営を通じて積み重ねてきました実績を踏まえ、運営内容を向上させていく必要があるというふうと考えてございます。

とりわけ、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催によりまして、首都圏に注目が集まることはまたない機会であるというふうに思っています。また、三重テラスの周辺におきましては、オフィスタワーや商業施設の建設が続いておりまして、新たな三重テラスファン獲得のチャンスでもあるというふうに考えてございます。情報発信、営業活動の拠点として、これまでも増して三重テラスの利活用を進めていくことが不可欠だというふうに考えております。

先ほど議員がおっしゃったように、今後の運営方針としまして、三重テラスのブラッシュアップ、さらなる販路拡大、効果的な情報発信、ネットワークの強化と協創の四つの方向性を定めまして、質的な面においてもステップアップを図ることとしてございます。

具体的には、まず三重テラスのブラッシュアップでございますけれども、やはりお客様にとって居心地がよい、三重の旬を感じていただくということが一つ大きな点だというふうに思っておりまして、例えば、6月の誕生石は真珠なんですけれども、真珠製品を身につけてショッピングやレストランを御利用していただいた方には特典を設けたり、あるいははじめての真珠講座、こども真珠学校といったセミナーを開催というように、1階と2階が連動した企画を実施しているところでございます。

それから、さらなる販路拡大につきましては、魅力ある商品の発掘はもとより、商品パッケージの改良でございますとかサイズの改良で、ブラッシュアップを図っていきたいというふうに思っております。

それから、効果的な情報発信としましては、先ほどおっしゃったように、SNSを大いに活用していきたいというふうに思っておりますし、それからネットワークの強化と協創につきましては、三重の応援団、三重の応援企業と連携した情報発信とかイベントの開催を進めていきたいというふうに思っております。

また、日本橋オフィスワーカーを主な対象としましたランチ交流会の開催なども検討していきたいというふうに思っております。

また、この3月からは市町特集売り場を新設をいたしまして、1カ月サイクルで市町の魅力を発信していくということも実施をしておりますし、それから、レストランなんですけども、これからを目途になんですけど、料理名だけでなく、料理に使用される県産食材の説明や食材を提供している生産者情報などの掲載も考えていきたいというふうに思っております。

それから、2階のイベントスペースにつきましては、利活用の幅を広げていこうというふうに考えておまして、三重県にゆかりのある企業が首都圏で就職説明会や新商品発表会を開催する際の会場利用などに活用していただけるよう、積極的に働きかけを行っていきたいというふうに思っております。

いずれにしても、三重テラスにつきましては、首都圏における情報発信と営業活動の基地として、三重に旅する人々の入口としての役割を果たしていくとともに、県内の生産者や事業者が首都圏に向けて販路拡大を図る際の出口としての役割も果たしていくことが、あるべき姿であるというふうに考えてございます。

今申し上げましたような新たな取組の具体化に向けて、市町や事業者の皆さんとも連携をしながら果敢にチャレンジしていく一方、県内事業者への支援、誘客など三重ファン獲得に向けては、これまで同様、着実な運営を継続していくことにより、三重テラスのあるべき姿を実現していきたいというふうに考えてございます。

〔下野幸助議員登壇〕

○9番（下野幸助） 丁寧な御答弁ありがとうございました。

残り1分でございますので簡潔にさせていただきたいと思っておりますけども、四つの柱、立てていただいて、先ほど部長おっしゃったとおり、いろんなことに果敢にチャレンジをしていただきたいと思います。そして、最初の話に戻るわけなんですけども、若者の方もいらっしゃいますし、三重県にIターン、Uターンとかも考慮していただくとか、外国人のお客さんも増えていると聞いています。観光誘客も含めて、しっかりとこの三重県と首都圏営業拠点の連携を大切にしていきながら、第2ステージをお願いをしたいと思います。

以上で質問を終結させていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○副議長(前野和美) 16番 野口 正議員。

[16番 野口 正議員登壇・拍手]

○16番(野口 正) 自由民主党県議団、松阪市選出の野口 正でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

今日は1本しかない松阪木綿のネクタイと実は今日、ここに珍しいものをしてきました。これ、カフスポタンなんですけど、実をいいますと、第30回国民体育大会三重県大会のときの記念品でございまして、これが家にありまして、持ってきました。中にはペンダントとメダルが入ってます。今度の3年後には期待してええのかどうかわかりませんが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、私のほうの質問をさせていただきます。

まず1番として、獣害に対策についてと山林の維持管理についてを質問させていただきます。

獣害問題は今まで多くの方が指摘をされております。しかし、その対策、体制については問題があり、依然として県民の方々にとっては深刻な生活環境問題が生じております。

私も自分の地域の嬉野地区や大河内地区、多くの地域を回らせていただきまして、住民の方々と話をさせていただきました。住民の方からは、電気柵、網の設置など、その労力は大変なものであり、また設置後、再度被害に遭ったときは何とも言いきれない気持ちになるとのことでした。

また、苗植えや種まきをした田畑に鹿やイノシシが侵入し荒らされた後、再度田植えや種まきをしなければならぬ、またいつ荒らさるか不安であるとの訴えを聞いています。

(パネルを示す) ちょっと写真を見ていただきます。これをちょっと見ていただくとわかると思ひますが、見てもらったとおり、ここら辺が濃くて、ここら辺が全然なってます。これはなぜかというと、実をいうと鹿に食われて、その後、再度、苗を植えたということでもございました。その後、こ

ういう柵も当然させていただくんですけど、鹿はお元気でばくっとこの柵を飛び越えてくると。何ともならない状況ですという声を聞かせていただきました。本当に大変なことだと思います。

また、御存じのように、町の中でもアライグマや数年前ですが、キツネまでおりました。これは生活者にとっては大変な気になることであり、平穏な生活が侵されていますと。本来動物たちとは共存共栄できればよいのですが、悩ましい問題となっているのが現状だと思います。

県として獣害の現状をどのように捉え、その抜本的対策をいかにすべきかを考えてみえるのかをまずお聞きしたいと思います。

私としては、どこかに犠牲が生じることになるかもしれないが、断固とした決意をお願いするものであります。

また、殺処分を行った動物たちの命を何とか活用していかないと生命に対し申し訳ないと思っております。

ジビエについては、一部に衛生的な面を含め問題が生じている場合が多々あることを指摘されております。

そこでお聞きします。県として、ジビエの安定供給や衛生面での現状、課題を踏まえ、どのような対策を行おうと考えとるかをお聞きします。

そして、先ほどから指摘してきた獣害問題の根源はどこにあるのか、私は山林の維持管理が大きな問題だと思っております。山林の境界線がわからない、雑木等の管理をする者がいない。そして、相続が多過ぎて管理者が不明でありそのままになっている、また所有者に経済的管理能力がないためできない、森林組合も予算、人材などの問題で全てに対応できていない。そのために山林が荒廃して、その中に住む動物たちが生きていけなくなっており、里山や人間の居住区に進出しているという悪いスパイラル状況が生じ、ますます悪化しているのではないかと考えています。

このような現状を断ち切る行動を起こすべきではないかと考えております。

ちょうど国では、所有者が放置している森林を市町村や業者がかわって管理する森林経営管理法案が成立し、その財源となる森林環境譲与税の導入も

来年度から始まると聞いています。

そこでお聞きします。県として、山林の維持管理の現状をどのように捉え、国の新たな動きも踏まえた森林の整備をどのように進めていくのかをお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

〔岡村昌和農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（岡村昌和） 獣害対策につきまして3点お尋ねいただきましたので、順次、御答弁を申し上げたいと思います。

まず1点目でございますが、獣害の現状・課題とその抜本的対策についてということでございます。

県では、野生鳥獣による被害の減少を図るために、市町や関係団体等と連携いたしまして、四つの柱によりまして獣害対策に取り組んでいるところでございます。

具体的には、一つ目が地域リーダーの育成や集落、地域における捕獲体制の構築などを進めます体制づくり、二つ目が侵入防止柵の整備や集落ぐるみによる追い払い等を行います被害防止、三つ目が適切な捕獲による生息数管理、そして四つ目が捕獲した野生獣をみえジビエ等に活用いたします獣肉等の利活用ということでございまして、これら四つの取組を進めているところでございます。

その結果、ニホンジカやイノシシ等の野生獣による農林水産業被害額はピークとなります平成23年度の約8億2100万円から、平成28年度には約4億6100万円まで減少いたしました。

しかしながら、県内の集落を対象にしたアンケート調査によりますと、被害が深刻であると、また被害が大きいというふうに回答した集落の割合が約4割存在するというところでございまして、被害の減少は十分に実感されていない状況にもあるというふうに考えております。このため、地域の皆さんが被害の軽減をより実感できるよう、さらなる取組を進めていく必要があるというふうに考えております。

具体的には、体制づくりでは、市町や関係団体等と連携した集落座談会、



あるいは研修会の開催や集落間の情報交換の促進を進めていきたいというふうに思っております。

また、被害防止といたしましては、侵入防止柵のより効果的な設置と維持管理手法等の周知、また企業や大学生など地域外の活力を活用した地域力の向上などの取組を進めてまいります。

また、さらに抜本的な対策ということでは、やはり生息数の管理というのが重要であると考えておりますので、大量捕獲技術の開発、普及などを通じた効率的かつ効果的な捕獲の推進でありますとか、また県管理計画に基づくニホンジカ、イノシシの捕獲の強化、さらには狩猟免許所有者の確保、育成などに注力をして取り組んでまいりたいというふうに思っております。

今後も引き続き、市町や関係団体と連携を図りながら、野生鳥獣の被害減少に向けまして、しっかりと対策を講じてまいりたいというふうに考えております。

続きまして、ジビエの関係でございます。特にジビエの安定供給でありますとか、衛生面ということを中心に御答弁を申し上げたいと思います。

ジビエの安定供給を図るためには、ジビエとして利活用できる捕獲方法の普及促進をしていくということや、また一定量のジビエを保管することができる施設の整備が必要というふうに考えております。

また、衛生面では、管理方法が個々の事業者に任されておまして、衛生水準にばらつきがあるというふうな課題もあると考えております。

こうした中、三重県では、全国に先駆け、ジビエの衛生管理や品質向上のための基準を定めまして、みえジビエ品質・衛生管理マニュアルというマニュアルを平成23年度に策定いたしまして、生産現場への導入に取り組んでおります。

あわせて、全国初となりますみえジビエ登録制度により、このマニュアルに沿った取組を行っている事業者の登録の拡大を推進しているというところでございます。

これらの取組によりまして、みえジビエは、衛生面や品質面において高い

評価を受けておりました、取引も年々増加をしてきているというところでございます。

今後は、さらなる安定供給に向けまして、登録事業者で構成されます、みえジビエ推進協議会と連携し、国のジビエ倍增モデル整備事業を活用し、捕獲者の育成でありますとかストックヤードの整備等に取り組んでいきたいというふうに思っています。

また、衛生面につきましては、現行の、みえジビエ品質・衛生管理マニュアルをブラッシュアップいたしまして、生産現場での衛生管理の徹底、高品質化に取り組むとともに、フェアの開催や各種メディアを通じた高品質なみえジビエのPRによりまして、一層の消費拡大を図ってまいりたいというふうに考えております。

3点目でございます。山林の維持管理についてということでございます。

森林の現状につきましては、長引く木材価格の低迷などを背景といたしまして、森林所有者の関心は低下し、間伐などの管理が不十分な森林や、先ほどおっしゃっていただいた境界や所有者が不明な森林などが増加しているという現状にあります。

こうした中、木材生産や生物多様性の保全といった、森林の多様な機能を持続的に発揮していくためには、森林の適正な管理が不可欠であるというふうに考えております。

このため、県では、国や県の補助事業による間伐等の森林整備でありますとか、みえ森と緑の県民税を活用いたしました災害に強い森林づくりを進めるとともに、所有者や境界が不明確な森林において、森林組合などの林業事業体等が間伐等とあわせて行う境界明確化の取組に対して支援を行ってまいりまして、引き続き取組を進めていきたいというふうに考えております。

また、先ほども御紹介ありましたが、国においては、この5月に国会で可決、成立いたしました森林経営管理法によりまして、森林所有者の責務を明確化するとともに、森林所有者自らが管理できない森林について、森林環境譲与税、仮称でございますが、この税を活用いたしまして、市町村が管理を行

う新たな制度が平成31年度から始まることとなりました。

今後は、こうした状況も踏まえまして、森林環境譲与税を有効に活用し、条件不利地等の森林について、間伐などの適正な整備が進むよう、市町と連携して取り組んでいきたいというふうに考えております。また、みえ森と緑の県民税も活用いたしまして、例えば航空レーザ測量を実施して、森林境界の明確化に役立つ森林情報を把握して、関係者に提供するなどの取組をしていきたいというふうに考えております。

これらの取組によりまして、管理が不十分な森林を多様な機能を発揮する豊かな森林へと再生しまして、野生鳥獣の生息環境の保全にもつなげてまいりたいというふうにも考えております。

以上でございます。

〔16番 野口 正議員登壇〕

○16番（野口 正） ありがとうございます。よう言うことはわかっるとる。全てわかっるとる。できていない。現状として。

先ほど県としては減っていると言う。私も松阪市、今ちょっと調べさせてもらいました。平成28年度農作物の被害です。これ獣害の被害ですが、1289万8000円、約14町。平成29年度ですけど、15町ぐらいで、1472万7000円というところで増えてます。

それと、これはあくまで農業共済へ届けていただいた方の被害届であって、個人の関係とかもう言うてもしゃあないわとあきらめとる人が結構みえるんです。変な言い方ですけど、補助金もらえる、被害届出せる人らは一生懸命出していただくけど、それ以外に本当に自分とこの庭園とかやっている人たちにとっては大変なんですよね。現実問題。

だからといって、先ほど言ったように、じゃ、その動物たち、どうしたらいいか。前のとき、たしか個体数は減っている、全国的に三重県は減っていると。鹿とかイノシシは減っているんだけど、山があるところはどんどん出てきとるんですよ。いっぱい。だから、そこの問題をどうするかというのをしていただきたい。

例えば捕獲者、一生懸命やっている。

ただ、確かに捕獲者行ってますけども、減ってますよね。猟友会とかそういうのも全部減っていると。やっぱり殺生するというのも嫌というのものもあるかもしれませんし。

ただ、そういう面も含めてやっぱりちょっと考えていただきたいと。

だけど、根本的にはやっぱりなくさないかんですよ。基本的におりの中に人間がおるとするのは逆なんですよ。そうでしょう。それを私はいつも思うんですよ。一生懸命やって生活しとる人たち、ところがそういう人たちがもう本当に困っている。対策は、もう言わんとすること、分かっとるんですよ。一番いいのは動物来たら怖いよということを知らせるのが一番だと思うんですけど、なかなかそこら辺もできにくいのかなという思いもありますので、そこら辺をぜひお願いしたいなと思います。

それと、ジビエについてもそうです。先ほど言われました。個々にお願いしとるんです。

でも、個々にやっている人たちって、私も相談受けたことあるんですよ。ペットに肉をやらなあかんのとか。だけど、地域の人に聞くと怒るんですわ。個々にやってはいただいているんだけど、もう本当に臭い、管理が悪い、不衛生やと、そういう声を聞くんです。

ジビエというのは、やっぱり後で質問するけど、食肉センターと一緒にやと思うんですよ。やっぱりどこかで一つ管理していかないと、個々に任すというのはいかなものかという思いを私はしてますので、そこら辺も含めて、ちょっともう一回、後で答えられたらお願いしたいと思います。

それと、大変申しわけない言い方ですけど、法律つくっていただいた。だけど、山林の管理を市町でできるのかなという思いがあるんです。申しわけないですけど、ただでさえ、今の対応できないような体制で新しい法律できました、それじゃ、それでできますかと言ったら、僕はできるのかなというのを物すごく心配しています。それは絶対に行政、国もそうですし、県からも支援なりいろんな面の指導もしていかないとだめだと思うんですけど、そ

こら辺の体制ができていますのかどうかも、ちょっとお伺いしたいと思います。  
お願いします。

○農林水産部長（岡村昌和） 獣害対策のほうにつきましては、議員おっしゃるとおり、被害額等は減ってきておりますが、やはり先ほども述べましたとおり、なかなか実感するにも至っていないというふうな問題があると思いますので、県としては、実感をしていただけるように、引き続き、取組を進めていきたいと思っておりますし、また先ほど述べましたとおり、やはり根本的といいますか、抜本的対策はやっぱり捕獲を進めていくということかなと思っております、国のほうでも、そういうふうなことで抜本的な対策は捕獲を進めることだという報告も出ておりますので、県としてはそちらに注力しながら、様々な技術も使いながら取り組んでいきたいと思っております。

また、狩猟免許者につきましても、以前は減少傾向にあったんですが、ここ三、四年ぐらいですかね。また若干なりとも増加しつつありますので、若い方も取っていただいているというようなこともお聞きしておりますので、そういった受けやすいような環境整備といいますか、開催の回数でありますとか、そういったことも配慮もしながら、取得者を増やしていくような取組を進めていきたいと思っております。

ジビエにつきましては、やはり個々にというのをネットワーク化して行って、それぞれが技術を研鑽していただくような仕組みも大事かと思っておりますので、みえジビエ推進協議会というものもございますので、そういった協議会の中でお互いにスキルアップを図っていただくような取組もしていきたいと思っておりますし、またジビエ登録という制度で取り組んでおって、今のところ、加工施設とか、あるいは店舗単位なんですけど、今年からそういった捕獲や解体処理など一定の知識、技術を持った人材、人そのものを登録していただくようなことも考えておりますので、そういう形の中で適切な処理ができるような人材の育成も図っていきたいと思っております。

また、今年国は国の事業を受けまして、県内全域を対象とするような形で流通体制も含めた拠点もつくりながら、ジビエを提供できるような体制づくり

にも取り組むこととしておりますので、そういった整備も進めながら手続を進めていきたいと思っております。

最後、森林の整備のほうでございます。確かに市町においては、なかなか林業関係の専門技術者もいないというふうな現状もあると考えておりますので、県としては事務所を中心に、普及指導員等が指導を十分しっかりとしていきたいと思っておりますし、また今年、プレ開校しますみえ森林・林業アカデミーにおきましても、市町職員向けの講座等も予定をしておりますので、そういったものの活用もしていただきながら、人材育成を図ってきたいと思っておりますし、また新しい生徒として林政アドバイザーでしたか、ちょっと名前、済みません、正確ではないんですけども、そういったアドバイザーというような制度もできるというふうなことで聞いておりますので、そういった林政アドバイザーの活用をしながら、それぞれの市町における技術者の育成についても、県としてもしっかりと支援をしまいたいというふうに考えています。

以上です。

〔16番 野口 正議員登壇〕

○16番（野口 正） ありがとうございます。少しでも捕獲していただく方が増えるということはありがたいと。ありがたいというか、動物にとってはつらいことやと思うんですけど、ありがたいなと思っております。

（パネルを示す）もう一つ、これを見てももらいたいんですけど、これは山から本当に田んぼ、すぐあれなんですけど、竹がどんどん押し上げてくるんです。これをどこが管理するかとって問題になつとるんです。これは当然、山林持っている方がやらなきゃならない。テレビで1度、屋根から竹が落ちてくる道路と問題になったやつがあった。同じような状況なんです。

それで、実はこういう管理をしていただくところももうないと。山持つ方も、私たちもよく言われるんですよ。もう山買ってくれと言われるんです。買ってくれ言ったら、役に立たん山と失礼な言い方するんですけど、本当に困つとるんですよ。何とするんですかと。自分はできない。初め質

問しましたが、経済的にできない、お金もない。やる気はあるんだけど、そういうことやと。

じゃ、周りの人、責められて来る人も自分とどこで何とかせないかんのやけど、機械とかで切っとるみたい。それでも竹とかすごい言わはるし、聞いてますので、やっぱりこら辺はもう個人でやっていただくような状況ではないかなと、これもある程度思っとるんですけど、それをお願いしたいと。

それと、僕はもう一つ心配しているのは、町中にアライグマとか結構入ってきてる。実は松阪市のある人から相談を受けて、これは三雲地区です。ですから、もう海岸沿いのほうです。山じゃないんですよ。アライグマで。

ただ、捕獲器が農林に関係ないと松阪市はあかんと言われまして、大変苦労されたみたいです。津市は皆、貸してくれるという。

だから、そういうことでも、自分でとりますと、だけどアライグマをとるおりが要るよと。だけど、市町では対応が違っているんですわ。同じ三重県民やで、おい、なんとかならんのかというような意見もいただきましたので、こら辺も含めて獣害については各市町でやっとなんじやなくて、県が全体的にまとめていかないと、それで全体的な管理をもってやっていただかないと、難しいのかなという思いをしていますので、ぜひそら辺も含めてお願いをしたい。もうこれ以上、言うてもあれです。

ただ、何遍も言いますけど、抜本的改革せえと言っても、さっき言うたように、難しいものがあるのはわかっているんですけど、やっぱり被害を受けられる住民の方やと、本当に恐ろしいと。私も前、大河内のところ、谷川を走ってましたら、前をイノシシが走っていきました。私も軽自動車ですので、もしぶつけられとったら谷川へ落ちてて、ここにおられなかったかもしれない、そんな思いもしていますので、やはりそら辺も含めてイノシシとか鹿とか、お猿さんもそうやと思います。猿と言うと怒られるんで、お猿さんといいますが、なめとんのかというぐらいの本当にいろんなあれもされて、本当に見て前で笑っているんですよ。そら辺もありますので、これらは県としても厳しい対応をぜひお願いしたい。確かに動物愛護の関係もあるし、い

ろんな問題もあると思うんですよ。やっぱりもうちょっと一時期、厳しく対応していただくほうが私としてはいいのかなという思いをしています。ですので、よろしくお願いをしたいと思います。あとはもう言いません。

ただ、あと森と緑の基金に関しては、森林組合の方がこんな使いにくい、ベテランの人たちのためにつくったわけではない、皆さんのためやけど、管理、実際やっていた方がいろんな面で緑を守る人たちが使いにくいような、使い勝手が悪いようなものはおかしいので、できるだけ使い勝手ができるような方法はあると思いますので、ぜひそこら辺をお願いしたいと。それを言って、この件は終わらせていただきます。ありがとうございます。

続きます、三重県松阪食肉公社の現状ということでさせていただきます。

これは2年前にも質問してますのであれですけど、前からうちの議員らと一緒に四日市市の食肉センター、見させていただきました。本当に松阪に比べるとかなりいいのかな。においはあんまりしない、近隣からもあれやと、ちょっとさせていただいた記憶してます。

そういう立地条件で本当に県も頑張っておられるんやけど、県として当然食肉公社の運営や環境については、必要な助言や指導をしていただいておりますけど、過去から余り生産性を含め問題がまだ松阪食肉公社についてはあるのかなという思いもしておりますし、まだやっぱりカラス、努力はしてもらっとるみたいに聞いてます。トウガラシとかタカで追ったりとかね。だけど、私、見に行ったらカラスは一生懸命、カアカア鳴いてました。においとかそんなもしてきますので、ちょうど2年たちましたんでね、どうなっとなのやと。2年して指摘をさせてもらったはずやと。世界に冠たる松阪肉、前はこれをかなりよく言ったみたいですけど、知事も一生懸命松阪肉やっとうとし、松阪市長も一生懸命やっただいています。

ですけど、あの衛生管理の中でつらいなという思いもありますので、やっぱりそこら辺も含めてどういう対応をされたのか、それで現状がどのようになっているかをちょっともう一度、お願いできないかなと思いました。

また、HACCP等の、鈴木知事が一生懸命全国、世界中を回られて、松



阪肉、松阪肉と言っていたら、松阪の業者さんは今、香港のほうにも、名古屋の空港、セントレアにも肉を置かしてもうてできるように、シンガポールやったかな、香港でしたかな、ちょっとあれやけど、やっていたらいます。

だから、そういうあれもしとるんですけど、やっぱりこれから世界に出そうと思ったら、やっぱりHACCPの問題、絶対生じてくると思うんで、そこら辺、お願いしたいと思います。

ただ、今の現状で果たして松阪肉を世界にまけるだけの生産能力があるのかと言われると、ちょっと厳しいなという思いはあるのはあるんですけど、そこら辺も含めて、今のは別として、さっき言うた現状どうなっとんか、HACCPのこと、ちょっとお願いしたいと思います。

〔岡村昌和農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（岡村昌和） それでは、三重県松阪食肉公社の施設環境の改善ということで、HACCPともあわせて御答弁を申し上げたいと思います。

三重県松阪食肉公社は、県民に安全安心で良質な食肉を供給する大切な役割を担っておりまして、こうした役割を的確に果たしていく上で、施設環境を改善していくことは重要であるというふうに考えております。

このことから公社自らが対策を行うほか、関係事業者等の協力を得る中で様々な対策を講じてきております。

具体的には、まず公社自らの対策ということでございますけども、カラス等が集まる原因となる餌をなくすために、敷地内の清掃の徹底でありますとか、肉片等の保管容器の防鳥ネットでの被覆等を行っております。

また、悪臭を防止するために、堆肥化施設の投入口の素早い開閉の徹底などに取り組んでいるというふうなところでございます。

また、関係事業者等の協力を得まして、例えば畜産農家には家畜の汚れをよく落とした上で出荷をしてもらうようにしてもらうということでありまして、あるいは動物性残渣の処理業者には、密閉型車両での残渣搬出、また電力事業者には、公社周辺の電線へのカラスよけ対策などをお願いするとい

った取組を進めているということでございます。

これらによりまして、以前に比べてカラスの数が目に見えて少なくなったという効果が見られているというふうにお聞きをしているところです。

また、公社に出資していただいております県南部の市町でありますとか県もそうですが、連携いたしまして、機械設備の維持修繕等を支援しておりまして、この支援の中で、汚水処理施設等の改修、メンテナンスなど環境衛生対策も行われているところです。

また、今後ですが、今後はさらに環境改善を強化していくために、専門家の助言も受けながら、新たな対策に取り組んでおりまして、具体的には3点ほどございます。

一つ目が訓練したタカを使ったカラス等の追い払い。2点目がカラス等が嫌がる天然成分、トウガラシであります。それ由来の薬剤散布。また、三つ目ですが、有害鳥獣捕獲の許可を受けたカラス捕獲おりの設置などを試行しているというふうなところです。

今後は、その効果等について検証もしながら、対策に生かしていきたいというふうを考えております。

HACCPとの関係でございますが、これら環境改善の取組はHACCPへの対応を図っていくための体制強化を進める上でも重要であるというふうと考えております。

また、本年6月に食品衛生法等が改正されまして、国内の食肉流通においてもHACCPへの対応が求められるということになりますので、HACCPに基づく衛生管理の導入に向けて様々な取組を行っていきたくて思っておりまして、例えば外部講師による社内研修の開催など、職員の知識や技術の習得、また手洗い、消毒の徹底に必要な設備の増設など、衛生管理の強化についても取組を始めているというところでございます。

今後とも三重県松阪食肉公社が県南部の食肉流通の拠点として役割を果たしていくよう、関係市町と連携して必要な支援や環境改善に向けた指導、助言に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

〔16番 野口 正議員登壇〕

○16番（野口 正） ありがとうございます。

カラスが減ったという話ですけど、私は減ったと思ってないですけど、それは人の考えやし、タカやってもらったということで、1回、2回ではタカというのは無理なんで、やっぱり数回やってこそ、初めて効果があるんであって、そこら辺もちょっとあれかなと。

私はやっぱり抜本的なもんやと思っとるんですよ。あの施設、何年前からできとんですか。それから建物、改築というのはいつやったかというのが、もしわかれば教えてください。わからなかったらいい。

○農林水産部長（岡村昌和） 現在の施設は65年の耐久性を有しているという調査結果が出ておりまして、今後25年継続使用が可能というふうになっておりますので、40年ほど前に建設されたというふうなことになっています。

〔16番 野口 正議員登壇〕

○16番（野口 正） ちょっと私の聞き間違い。昭和ですね。65年前からやっている。ちょっと聞いてなかった。

○農林水産部長（岡村昌和） 65年の耐久性を有しておりまして、今後25年程度継続は可能ということになっています。済みません。引き算して、40年を経過しておりますので、昭和52年に開設というふうになります。失礼しました。

〔16番 野口 正議員登壇〕

○16番（野口 正） 昭和52年といったら、確かに国体の50年より2年後ですんで。ただ40年以上、建物。だから、僕、言いましたよね。その間に改築とかそんなんされたんですか。

○農林水産部長（岡村昌和） 以前、O-157対策というのがございまして、平成11年度から12年度にかけて、そのときに大規模改修が行われております。

〔16番 野口 正議員登壇〕

○16番（野口 正） していただいたんやと、大改築を。

ただ、外回りがあんまり変わってないみたいですので。私はもう20何年、市議会議員になってから、あそこの牛の品評会、ずっと初めから行かさせていただきました。途中から、市長かわってからベルファームに変わりましたが、ずっと行かせていただいとった。あんまり建物変わった記憶、全然ないですよ。中、整備されたんやと思いますけど。

そこら辺も含めて、やっぱりもう根本というか、抜本的にちょっと1度、ぜひHACCPも含めて、お金かかるかわかりませんが、世界に冠たる松阪肉、伊賀肉やそんなものもありますけど、ぜひそこら辺をよろしくお願ひしたいと思います。もう余り言っても今すぐ対応できないと思います。

ただ、さっきから言いましたけど、トウガラシとかカラスの捕獲とかタカの件もやっていただく、これ、継続をお願いしますわ。1回や2回やっただけでは絶対だめなんで、ぜひ継続して根気よくカラスを追っ払うと。なぜカラスを言うかという、あれ道路上にとまっとるんで、通勤者や車の運転する人がふんを落とされて物すごく怒るんですわ。私のところに文句もらっても仕方ないんですけどね。竹上松阪市長に言ってくださいといつも言うんですけど、竹上松阪市長、なかなか、やっていただいとると思うんですけど、電話番号がわからんとか出てこれないということで、ちょっと困ってます。ぜひよろしくお願ひしたいと。もうこれ以上、言うであれですので、時間もありません。

次に行かせていただきたいと思います。

次は道路・河川管理等災害・事故対策についてでございます。

昨年、私は防災県土整備企業の常任委員長させていただきましたので、道路、河川の問題については、ちょっと質問できませんでした。そのかわりに今回、精神障がい者の、なぜ福祉からよそ行ったんやと、福祉の中で保健所行ったんやという質問をさせていただこうと思ったんですけど、担当委員長になりましたので、これもちょっと控えさせていただくということで、ゆくり道路のあれをさせていただきたいと思います。

三重県は、これは人の考えやと思いますので、私は一概に思いませんけど、

岐阜県や和歌山県より道路整備が遅れていると、また安全対策もどうなっているのかとよく言われます。

私自身、三重県中の道路、河川を見ているわけではありませんが、自分の地域を見ると、その現状はこれでよいのかなと心配ばかりする毎日でございます。住民の方から予算がないと言えばよいのか、予算がないなら、その対応はどうなっているのかと。一般社会、会社なら当然いろいろな対策をとるであろうが、県民の生活環境を守り、安全を第一と考え、対策を考えるのが最も大事ではないかとお叱りをいただいております。

県行政はこの数年間、権限移譲などでかなりの仕事量を市町に移管しておりますが、人員についてはほとんど変化がないと聞いております。

そこでお聞きします。なぜ道路の破損、草刈り、また区間線表示の字が消えているなど、道路保全の対策ができていないのか。また、河川において、土砂の捨て場がないと言われるが、しゅんせつ対策、雑木などの対応、堤防の状況など、その対応が思ったようにできていないという声が聞かれます。

私も現場などを見て、本当に大丈夫なのかなという思いをせざるを得ません。台風が来れば、間違いなく災害が発生する現状は、おかしいと思わないのか、事故、災害が生じなければそれでよいのか、県としてそのような状況をどう考え、どのような対策を考えているのかをお聞きします。

〔渡辺克己県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（渡辺克己）** 道路、河川管理等の維持管理についてお答えをいたします。

道路、河川等の維持管理におきまして、道路施設は通行の安全性、快適性を確保するため、また河川管理施設は自然災害等から人命や財産を守る災害防止のため、パトロール等を実施し、施設の異常や損傷等の早期発見に努め、常に良好な状態に保つようしております。

道路の区画線につきましては、交通事故の防止と安全、円滑な道路交通を確保することを目的として、道路管理者は、運転者の視線誘導のため、道路の外側の線や白色のセンターライン等を施工、管理しています。

これら区間線の引き直しについては、今年度から地域の皆様にわかりやすい実施箇所の選定基準を定め、優先度の高い箇所から実施してまいります。

あと、道路照明につきましては、利用者の安全を考慮し、交差点など必要な箇所について点灯を行っており、引き続き、パトロールや地域の皆様からの通報などをお聞きして適正に管理に努めてまいります。

道路の除草につきましては、交差点部や曲線部での視距を確保することを目的に、年1回を基本として除草効果が高い時期に必要な範囲で実施しております。

また、道路美化ボランティアや自治会への除草委託等の制度により、住民の皆様の御協力も得ながら対策を進めております。

なお、自治会への除草委託につきましては、より一層の協力が得られるよう、面積要件を緩和したところがございます。

河川に堆積した土砂の撤去や雑木の伐採につきましては、河川の流下能力を回復させ、洪水時の被害を軽減させるために重要であることから、河川事業や災害復旧事業、砂利採取制度を活用して取り組んでいるところです。

今年度も河川パトロール等により状況を確認し、市町と協議を行った上で、河川管理上、優先度の高い箇所について堆積土砂の撤去及び雑木の伐採を進めてまいります。

河川堆積土砂の処分につきましては、公共事業への流用や市町に処分地を提供いただくなどの御協力を得ながら対応しております。

これらに加えまして、平成26年度から開始しました民間受入地の公募制度を活用して処分地の確保に努めています。

公募制度につきましては、取組がさらに進むよう今年度から最低受入土量の引き下げを行うとともに、土質や搬出予定時期など、具体的な条件を情報提供するように改善をいたしました。

また、公募の案内につきましては、県のホームページに加え、市町のホームページや広報に掲載していただくなど、周知を図っているところがございます。

今後も、施設の現状や地域の皆様の声の把握に努め、優先度を明確にして、限られた財源を有効に活用した維持管理を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

〔16番 野口 正議員登壇〕

○16番（野口 正） ありがとうございます。

優先度というのはわかるんです。だけど、いっぱいあるんでしょう。1000、2000あって、10、20という問題じゃないと思うんですよ。さっき言った、予算の関係言われたら、もうそれでだめになっちゃうんです。それは確かにそうです。お金がないんですから。

さっき言うたでしょう。権限移譲なんかして結構あれやってますよと。僕、前のときも言ったんだけど、市町でやっていただけるんやったら、これは公安委員会のあれもあるかわかりませんが、簡易標識やなんやいろいろあると思うんですよ。

さっき言うたように、予算がと言われたらもう終わっちゃうんです。住民の方も、それで仕方ないかなという思いになる。そのうち言い出すのは何か言うたら、継続してください。だから、道路あります、整備、管理せないかな。全部できない。じゃ、今年はこんだけ、今年はこんだけ区切りでいくわけです。それが最初は100メートル、次、50メートル、次、20メートルと毎年そうやってきとるわけです。これ、本当にこんなやり方でええのかなと。

いいと思ってますか。ちょっとそこら辺だけ確認させてください。

○県土整備部長（渡辺克己） 施設の維持管理につきましては、いろんな工夫をしながら、地域の皆さんの協力を得たり、市町からの協力を得たりしながら、工夫をしてやっていく必要があるというふうに思っております。

〔16番 野口 正議員登壇〕

○16番（野口 正） それ以上、言うたら申しわけないんですけど、例えば昔やったら道普請といって住民の方たちが自分の道路をつくろうとやってたわけです。今、草刈りの話をされました。1年に一遍だと。そ

れもええ時期やといいます。

ところが、僕ら見させてもらっていると、6月、7月、8月、9月、10月かな、で刈っとるんですよ。

ところが、6月に刈られても。わかりますやろ。6月に刈ったって成長早いでまた一緒なんです。その後、どうするかと言ったら、地元の人が一生懸命刈っとるんです。私も刈りに来いと言われて、行きまして刈らせてもらいました。始末だけは行政に頼んで、市のほうの袋に入れさせてもうてしましたけど、さっき言うたように時期言いますけどさ、10月やったら10月と決めてないでしょう。早いときやったらもう6月からやってますやんか。河川の草なんて刈る時期によって全然違うんですよ。そういうあれというのはどう思われます。ちょっと聞きたい。

○**県土整備部長（渡辺克己）** 道路や河川の草刈りにつきましては、できるだけ効果のあるときに刈るということは考えておりますけども、例えば延長が長い場合は1度のがっと刈れないので、計画的に刈っていくということはございますので、全体としてできるだけ効果の高い時期に刈るようにやっていくということでございます。

〔16番 野口 正議員登壇〕

○**16番（野口 正）** 計画的にやっていただくのはいいんです。長いから、さっき言ったようにやる。また結局、一緒ですやんか。6月、早く刈って1カ月、2カ月の差があれば、当然、草生えるの当たり前なんです。

確かに10月以降刈ってもうたら、これはもうあんまり生えてきませんわ。私も思ってます。

だけど、6月、7月刈ってもらったところは間違いなく、次のとき、また伸びてきています。

そこら辺のあれをやっぱり1度、見ていただければなという思いをします。ので、ぜひこれからいろんな、もうこれ以上言うとはあれですけど、やっぱりこれからそういう草刈り、優先順位とその時期あると思いますけど、できたら同時にできるような体制でしていただくと、業者との関係もあるんで難



しいなというのはわかっるとるんですよ。だけど、そこら辺を住民の方とかいろんな方も使ってやればいけるんじゃないかと。さっき言った道普請、NPO法人。

ただ、それによってまたいろんな問題が生じることもわかります。事故したらどうすんのや、ごみの始末、どうすんのやと。

だけど、そこら辺も含めて1度、抜本的にやってもらわないと、私らがまた草刈りに動員かけられてやらせていただくのも、ちょっといかなものかと思えますので、ぜひお願いしたいと思えます。

それと、さっき言ったように、道路の関係で区画線なんですけど、本当に消えているのが多いんですよ。優先順位ってあるとは思いますが。それは地元の方やと思うんですけど、地元の方に優先順位を決めてもらっているのか、あるいはどうしているのかわかりませんが、そこら辺の優先順位と言いながら、圧倒的に少ないもんで問題が生じてきているわけです。予算が少ないということですので、何とか増やす方法を考えてもらわないかん。そうでしょう。いろんなところに別に無駄金があるというわけでは決していないんで、それはもう努力されとるとわかってますけど。

そやけど、これだけたくさん職員さん、おるんですから、そこら辺はちょっと考えてもらって、よい案を出せる人、何とかならんかなと本当に。何やったら、住民の人がボランティアで引いたらうという方もみえるんです。ただ、それはさっき言うたように道路上の問題、公安委員会の問題もあるのかなと思えますので、ちょっと難しい部分があるというのはわかっているんですけど、そこら辺も含めて何とか。道路も雨降ったら本当に見えないんですわ。どこが停止線かわからない。地元に行ったら本当にそうなんですよ。田舎やったら放っておけというんやったら別に仕方ないんですけどさ。決してそんなわけじゃないと思うんですよ。やっぱり三重県なんですよ。やっぱりそこら辺いくと道路事情、悪いかなと。

私はよく奈良県とか和歌山県に行かせてもらおうと、たまたま通るところがしっかりしているのかどうか知りませんがね。本当にそれは思いました。

昔、変な話ですけど、中国に行ったんです。中国行くとトンネル越えるんですよ。途中から電気消えるんですよ。安徽省に行くと。その途中のあれから安徽省に行くと道路、電気がないんです。急にがたがたとなるんです。すぐ消えたんです。外へ出てももう景色、全然違うんです。どこやったかな、南京とかあるところですよ。江蘇省や、ごめんなさい。江蘇省。本当に同じ中国でありながら全然違うんです

日本もそんなんかなと思って、ちょっと私、心配しとるんです。そんなことないやろと。日本は一緒やと思います。

だけど、そんな状況になっているので、やっぱり総合的にぜひお願いしたいと。さっきも言いましたので、余りここで言うても、だからおまえ、案、あるんか言われたら、私、案出せと言われたら一つしか言うことがないんです。職員減らしてもうたら増えると違いますかと。言うたら怒られますので、職員も一生懸命やってもらっているから、そこまで言えませんが。それはわかるとるんですけど、何とかいい方法を考えていただきたい。これは知事をお願いするしかないんやけど、今日は知事の答弁、余り求めないようにしましたので、もし一言言いたかったら時間。ちょっと知事にも言いますわ。

○知事（鈴木英敬） 野口議員の地域の皆さんの切実な声を賜って重く受けとめているところです。

私もよく最近、地域の皆さんからお聞きして、県土整備部や建設事務所のメンバーに、予算がないからということだけで終わるといようなことは、それは県民の皆さんとのコミュニケーションにおいて避けなければならないとしっかり説明してやるという姿勢と、それから先ほど来の野口議員のお話を聞いてても、やっぱり河川にしても線が消えているところなどについても、現場にもっとちゃんと精通していくということがより大事なことなのかなと改めて感じておりますので、急激に財源が増えるということはありませんけれども、しっかり知恵を出していくように努力したいと思います。

〔16番 野口 正議員登壇〕

○16番（野口 正） 県土整備部長にとっては本当に申しわけないです。前の

部長に言うべきやったと思ってますんやけど、何遍も言いたいけど、いつも同じあれですもんで、委員会が2回も一緒でしたもんで言えなかった。ぜひお願いしたいと思いますので、きついことを言いましたけど、よろしく願いしたいと思います。

では、4番目ということで外資系企業の誘致についてということで、私の知人の関係会社がベトナムに工場を新設しました。また、ミャンマーにも私の知人の人が会社を設立したりして、日本から諸外国への生産施設を移設しているというのが結構あります。

しかし最近は、昨年の一般質問でも行いましたが、外国企業が日本に生産拠点を持ってきたり、日本の企業が再度日本に生産設備を戻してきているという現状がございます。

私ども松阪市においてもスペインの自動車部品会社のゲスタンプが県当局の皆さんの本当に御尽力、これはうちの竹上松阪市長も、県の職員にはすごくありがとうございますと言っといってくださいと言われてましたんですけど、本当に御尽力いただいて誘致をさせていただいたということでございました。

もう時間ないんですけど、県としてこれからの海外企業誘致についてどのように考えているのか。これ、前もお聞きをしているのであれなんですけど、ちょっと時間的にあれなんかわかりませんが、お願いしたいと思います。

〔村上 亘雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（村上 亘） 外資系企業の誘致の取組について御答弁申し上げます。

外資系企業の誘致につきましては、雇用の創出に加えまして、海外も含めた取引機会の拡大による地域経済への波及効果、さらには外資系企業が有するノウハウや最新技術の取得による県内企業の技術力向上やイノベーション創出など様々な効果が期待されるというふうに考えてございます。

先ほど議員おっしゃっていただきましたように、昨年2月に世界最大手の自動車プレス部品メーカーでございますゲスタンプ社が、松阪市内に工場の立地を決定いただきました。それから、今年の4月には中国の自動車関連部

品製造企業でございますが、四日市市内に日本法人の本社事務所を設置いただいたところでございます。

引き続き、外資系企業ワンストップサービス窓口による企業からのリクエストにタイムリーに対応する体制や、インセンティブ補助金といった県独自の取組に加えまして、県内市町や外資系企業の動向に関する情報と誘致ノウハウを有するジェットロなどと強力なタッグを組み合わせながら、外資系企業の誘致に鋭意取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

〔16番 野口 正議員登壇〕

○16番（野口 正） ありがとうございます。

昨日、実はテレビを見てましたら、多分11チャンネルやと思いますけど、中国の企業が最近、日本の企業を買い占めしとるといふか、買って、やっていた。どこやったかな。三朝町やったかな。温泉を中国の企業が買って、その再生をしている。それは町とそのあれで第三セクターでやってみたみたいなんですけど、なかなかやっぱり第三セクターと言いつつあかん。結局、中国の企業が買ってやった。

それが今、たくさんの中国の企業が日本の優秀な技術を持ったところを買っているというのを聞いております。ですので、来ていただくのはいいと思うんです。買っていただくのもいいんです。従業員の雇用してもらって。

ただ、それによって日本の技術やそんなんが海外に行ってもらうのは私はちょっと困ると思っています。それはそれとしてやっていただきたい。

ただ、先ほど言いましたように、日本の企業も戻ってきてほしい。それと同時に、海外の企業もやっぱり日本へ来ていただきたい。そうすることによって、私どもの雇用が発展して、そしてそこで働ける、そしてそこで生活できる、そこで子どもたちを育てる家庭ができる、それによって人が増える、人が増えることによってまた、といういい意味での循環ができると思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

もう1分を切りましたのであれですけど、長々と話しましたが、先ほど言いましたように、カフスボタンももらいました。今度のペンダントを次回

の質問するときに、ぜひかけたいなと思っておりますが、どうなるかわかりませんので、これで最後にします。どうもありがとうございました。終わります。（拍手）

○副議長（前野和美） 本日の質問に対し関連質問の通告が2件あります。

最初に、山本里香議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。5番 岡野恵美議員。

〔5番 岡野恵美議員登壇・拍手〕

○5番（岡野恵美） 津市選出の岡野恵美です。山本里香議員の関連質問を行います。

私たち日本共産党は、地域医療構想は団塊の世代が75歳を迎えるに当たって、ベッド数を減らして医療費を削減しようとするもので、国からの一方的な押しつけであり、反対の立場をとってまいりました。それでも三重県は国からの医療構想の押しつけではないかという県民の皆さんの指摘に対して、今まで松田前医療対策局長はじめ当局の皆さんは、必ずしもベッド数削減ありきではありませんと何度もおっしゃってこられました。今回、山本議員も取り上げて、知事からの答弁もいただきましたが、具体的には昨年6月9日に閣議決定された国の骨太の方針に基づいて、今年の2月7日になって地域医療構想の進め方についてという厚生労働省地域医療計画課長の通知が改めて出されました。この中では2年程度で集中的な検討を促進するとされ、内容は公立病院、公的医療機関等2025プラン対象医療機関、その他の医療機関にと分類されて、それぞれ細かに減らす方法が指示されております。

また、知事からも答弁いただきましたが、病床が全て可動していない病棟を有する医療機関への対応、新たな医療機関の開設や増床許可申請への対応などと細かに指示されております。私は少なくとも三重県は四つの医療圏を八つに細分化して丁寧に論議されてきたものと思っておりますが、この国の方針は改めてお金の面からだけで、上から医療構想を押しつけるとてもひどいものだと思っております。

そこで質問します。この通知について当局の認識を伺います。

第2、昨年度、三重県は2回の調整会議と1回の意見交換会を行い、意見交換会に参加した病院関係者からは、恐ろしい内容だったという声が聞こえてきております。今年度は6月から7月にかけて、まず第1回の病床を有する医療機関の意見交換会を開き、8月から9月に第1回地域医療構想調整会議を開く、11月から12月に第2回病床を有する医療機関の意見交換会を開き、来年の1月から2月に第2回地域医療構想調整会議を開いて、来年3月の医療審議会で報告をまとめるとなっております。

私は、これでは初めにベッド数削減を決めてしまおうということになって、少なくとも今まで三重県がとってきた丁寧な対応から後退するのではないかと思います。この意見交換会なるものは、非公開の場で、極めて秘密的に病院にとっても、とても怖い内容が説明されるものと思います。私は少なくとも年4回は地域医療構想調整会議を開いて、公開の場で論議していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

次に、質問の第3。山本議員も質問の中で医療区分1の7割の入院患者は入院から外されて在宅で対応可能だとしていることや、今でも貧困のためにお金がなくて病院にかかれないし、入院できない貧困の方々についてはもともと、この地域医療構想にはカウントされていないと指摘いたしました。今でも医療難民がいるのに、この地域医療構想では津地区の場合、医療区分1の7割の182.6人、地域差解消として85.2人、合計268人が在宅に行くこととなっておりますが、このためにどのような受け皿が在宅で用意されているのかお答えください。

○医療保健部長（福井敏人） 先ほども知事から答弁を申し上げたところでございますが、都道府県知事の権限については、あくまでも地域医療構想調整会議での協議を前提として、協議が整わないときの仕組みを整備したものと受けとめ、認識をしております。

県としましては、地域医療構想の推進に当たり調整会議等において、丁寧に、しっかりと、粘り強く議論を進めていきたいと考えております。

地域医療構想実現に向けた協議の進め方についてでございますが、地域医

療構想の実現に向けた協議につきましては、厚生労働省の通知で示されたとおり、年4回程度の開催が適当であると考えておりまして、県としてはこの通知にも、その旨が示されておりますが、より多くの医療機関の主体的な参加が得られるようにするため、調整会議と意見交換を組み合わせながら開催をしているところでございます。

ただし、意見交換の協議内容につきましては、各医療機関の経営にかかわる情報を取り扱う可能性があること、またより踏み込んだ議論が行われるよう、非公開で実施をしておるところであります。

地域医療構想の実現に向けては疾病の急性期から慢性期、そして在宅医療まで切れ目なく医療の提供が行われる体制が必要であります。このため、在宅医療提供体制を含めた地域包括ケアシステムの構築深化については、在宅医療や介護サービスの提供体制の着実な整備を図りつつ、医療介護関係者の連携が十分に行われるように支援をまいります。

先ほど医療区分1の患者の70%は在宅医療等に対応するというところについての考え方。国のほうで、これ、もう議員御承知だと思いますけども、国会で審議をされておるところでございまして、医療区分1の患者のうち、どの程度が在宅医療等に対応可能かという検討を国で行っておりまして、平成25年度の日本慢性期医療協会の調査など、関係機関の調査結果を参考にしながら、医療関係者や自治体関係者で構成する有識者検討会で議論した結果、医療区分1の患者の70%は介護施設や在宅医療等に対応可能な患者数というふうに、国のほうは示しておるところでございます。これは国が示した部分でありますから、地域の中でしっかりと丁寧に粘り強く議論を進めてまいります。

以上です。

〔5番 岡野恵美議員登壇〕

○5番(岡野恵美) 医療区分1といいますのは、吸たんが1日7回までの人。それは軽度だということで在宅でも可能だと、こんな感じなんですよ。吸たん、たんを取るのが7回以下、これが医療区分1として、その7割はもう

在宅でと、そういう感じなんです。

津の場合も先ほども言いましたけども、たくさんの方が外へ出てくださいと、在宅へとなるんですけど、受け皿、そしたらどうですか。しっかりと具体的な数として出ないじゃないですか。

時間がありませんので、もうこれ以上、申し上げられませんが、具体的な数もどれだけの訪問看護ステーションが要るんだとか、受け皿として医師はどれぐらい在宅で受け持ってもらうんだとか、それから看護師はどれだけ準備ができるかというようなことが丁寧であって、そして初めてなされると思うんですけども、そうならずその医療区分で国から言われたことをそのままやってたら、幾ら口では丁寧に、きめ細かにと云ったって、そんな通じる話ではありません。実際に参加された方は恐ろしかったと、経営にかかわることですからね、言ってみえるわけですね。これからの高齢化社会、高齢化の中でお医者さんも大変苦勞している中でのことなので、やっぱり丁寧な議論というのが公開の場で行われる必要がありますし、そのためには4回というふうになってはいますが、公開の場は4回なんですけど、この意見交換会が中に2回入っていて、2回しか地域医療構想の調整会議が昨年度も行われなかったし、今年も行われなないんですね。やっぱりこれは改めていただいて、公開の場で十分にみんなで論議をして、在宅はどうあるべきかということを真剣に考えていただきたい、このことを強く求めて終わらせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○副議長（前野和美） 次に、野口 正議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。35番 日沖正信議員。

〔35番 日沖正信議員登壇・拍手〕

○35番（日沖正信） 大変皆様にはもう時間も経過いたしましてお急ぎのところ、失礼をいたします。余り関連質問で登壇したことがない者が珍しいなど思っていたくかわかりませんが、しばらくの時間、どうか御容赦をいただきたいというふうに思います。



先ほどの一般質問で野口議員のほうから、獣害対策にかかわる御質問がございました。その中で、みえジビエの話題が出てまいりましたけれども、いなべ市のほうでは行政も先頭に立っていただいて、施設でみえジビエの認証登録を目指す施設もつくって、みえジビエの県挙げての振興に貢献しているようにされておられます。そのいなべ市からやってきております、新政みえの日沖正信でございます。

関連は、野口議員の獣害対策の部分で関連させていただくんですけども、新聞、テレビ等でも御存じの方もあろうかと思いますが、いなべ市のほうでイノシシの有害駆除のくくりわなに、またツキノワグマが誤捕獲をされました。それは報道あったわけですけども、御記憶の方も多いと思いますが、3年前にもイノシシの捕獲用の、これはおりにツキノワグマが誤捕獲されたということで、このときには、こそっと、滋賀県のほうへ行って離されてえらいことになって、大騒ぎになったわけでございますけれども、今回も3年、まだ3年しかたっていないのにツキノワグマ、また誤捕獲されたということで、この対応をどうしていくべきかということで、地元でも大変大騒ぎになっておるところでございます、県のほうでもいろいろ対応いただいて、地元のほうでは、いなべ市行政も含めて今回のことを受けて、ツキノワグマの放獣のマニュアルに沿って県は対応していただいたんですけども、員弁のような山の浅い、そしてまた森林面積の少ない、また地形的にも、もう裏山を見上げたら岐阜県境というような、そんな場所の限られた中でマニュアルでは、集落から2キロメートル直線で離れたところで、そして三重県の中で捕獲された市町の中でというルールで放獣するというので、その方針のもとで対応してもうとったんですけど、やっぱりこの地元としてはそんな場所はほとんどごく限られたところしかないし、もしそういう場所を見つけたとしても、地形上、大体、こう見上げるとあの辺かなというようなところになるわけですし、やっぱりクマといいますと、それは地元で見た人は猛獣でありますし、怖いものでありますから、せっかく捕まったものをまた近いところの山の中へ離すということが、それが県の基本になつとるわけでございますから、県

はそれをどうしても理解してくれということと言い続けられたわけですが、地元は理解できない、とてもそんな怖いことは勘弁してくれということで、今回はとにかく岐阜県のほうの、奥飛騨のほうのクマ牧場さんの寛大な御理解、御協力、県のほう、いなべ市も含めて御努力いただいたと思いますけれども、そういう形でとにかく今回はおさまっているんですが、そういうことを受けて今回、時間が少ししかありませんので、最後までやりとりは完結はできませんけれども、問題提起ということも含めてここへ出させていただきましたけれども、とにかく今回のことを受けまして、やっぱりその地域で今のこの放獣マニュアルの尺度に合わせてみたら、やはりいなべ市のように山が浅くて、ほとんど人が入らない山なんてほとんどないようなところで、幾らマニュアルに合っているからという場所を探したって、それは怖くて理解がいただけないということもあるでしょうし、ちょっとほかの地域を例に上げさせていただいて申し上げないんですけれども、例えば今回の養老山地の続きで、桑名市の養老山地の麓でもし誤捕獲されて、そしたらそれ、どうするかということになったときに、恐らく桑名市内では2キロメートルといたら、多分県境を越えてしまうかわからない。

そうすると、放獣場所がないということで、マニュアルによりますと、放獣場所がない場合にはどこか山の中でおるか何かで安全な場所で保護することになっていきますけれども、本当にそんな準備が今できているんだろうかなとか、本当に実際に起こったことにすぐに対応できるような形というのは、まだちょっとなってないんじゃないかな、そして地域ごとにやっぱり地形的にも、地理的にもやっぱり違いがあるので、そんなことも踏まえて、反映した内容になってないんじゃないかなということを思いますので、ぜひ今日マニュアルについてもう一度検証、見直しをしていただけないかということをお願いしたいのと、それと本当に常時生息しておるのかどうかということもあります。今まで三重県北部でツキノワグマが捕獲されるとか、誤捕獲されるとかそんなことは地元の本当のお年寄りの方でも全く今までそんなことは経験がなかったと、初めやと言われるます。

これは何か影響してこうなっていくのかわかりませんが、これ、3年で前は平成27年、そして3年たってまた、そして誤捕獲された場所もほとんど近いところです。これだけ、3年の間に2回もあるとするならば、恐らくこれからも地元としてはあるんだろうというふうな前提で、やっぱり私たちは生活をしていかなければいけないというふうに言われているんですけども、やっぱり生息実態というのを改めてきちっともう一度調査をしていただいて、対応いただける体制をつくっていただきたいというふうに思います。

それともう一つ、あわせて三重県の条例がありますけれども、三重県自然環境保全条例で、希少野生動植物種として指定されておることによって、やっぱり有害鳥獣駆除の許可のかかわりについても、やっぱりそれのかかわりでなかなか難しいところも出てくるようなんですけれども、ちょっとまだ私、勉強不足で申しわけないですけども、そんなかかわりも含めて、やっぱり先ほどのマニュアルと合わせて見直していただきたいというふうに思います。他県では、同じクマであっても他県では条例がないので、同じクマが県境を行き来すると条例の位置づけが変わるとするのは、ちょっとこれは県民に理解されないところがあります。

以上のようなことをどうか、もう時間がないので、検討をぜひこれからしていただきたい。検証、見直し、生息実態の調査を検討いただきたいということで、それだけお答えをいただけたらありがたいと思います。よろしく願いいたします。

**○農林水産部長（岡村昌和）** 確かに集落周辺でわなの設置があつて、そこにクマが誤捕獲されるというケースでございますので、今後、マニュアルの中で誤捕獲されたツキノワグマが人に危害を及ぼす場合の対応についても、やはりマニュアルの中でどうするかというのを整理していく必要があるというふうに考えております。

また、紀伊半島の山系のクマと今回のクマとの個体群の違い等、いろいろあると思いますので、そういったことも専門家等の意見も聞きながら研究を

していく必要があると思っておりますし、またそういった研究の中で一定の要件のもと、有害捕獲を可能とするというようなことも含めて検討が必要であるというふうに考えております。

実態調査につきましても、いろいろと難しい問題もあるかと思っておりますけども、こちらについても専門家の意見も聞きながら研究もしていきたいと考えております。

〔35番 日沖正信議員登壇〕

○35番（日沖正信） はい、ありがとうございます。

地元の思いをお願いをさせていただいたところについて、要点は三つほどあったわけでございますけれども、これから検討をいただけるということでございますので、また追々、私どもも期待もさせていただきながら、やりとりをさせていただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

どうもありがとうございます。（拍手）

○副議長（前野和美） 以上で本日の県政に対する質問を終了いたします。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

## 休 会

○副議長（前野和美） お諮りいたします。明14日は休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（前野和美） 御異議なしと認め、明14日は休会とすることに決定いたしました。

6月15日は引き続き、定刻より県政に対する質問を行います。

## 散 会

○副議長（前野和美） 本日はこれをもって散会いたします。

午後3時24分散会